

2022年 社会保障・人口問題基本調査

生活と支え合いに関する調査

調査の手引き

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル6階

社会保障応用分析研究部

TEL (03) 3595-2984 内線 4455, 4457

FAX (03) 3502-0636

「生活と支え合いに関する調査」コールセンター

TEL 0570-022-010

調 査 員 の 皆 様 へ

このたび国立社会保障・人口問題研究所の「2022年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」の実施にあたり、皆様方に調査員として、ご協力いただくことになりました。

本調査は、国立社会保障・人口問題研究所が毎年行っている社会保障・人口問題基本調査の一環として実施するものです。調査の目的は、人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのか。これらのことを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることができます。

この「調査の手引き」は、調査員として皆様にどのような仕事をしていただくのかを説明したものです。良い調査結果を得るためには、調査員である皆様に調査の趣旨・内容、手順を十分理解していただくことが何よりも大切です。大変お忙しい中、誠に恐縮に存じますが、正確な調査ができるよう、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

令和4年6月

国立社会保障・人口問題研究所長

田辺 国昭

目 次

調査員の皆様へ

調査を行う上での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I 生活と支え合いに関する調査の概要

1. 調査の目的・・ 2
2. 調査の対象および客体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 調査基準日・・ 2
4. 調査票の種類・・ 2
5. 調査方法・・ 3
6. 調査のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 調査員の方をお願いする作業

1. 保健所会議への出席・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 調査前の準備（自宅での準備）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 世帯への訪問と調査票等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 調査票の回収作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
5. 調査終了後の作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

III 調査内容上の注意点

1. 回答の順番について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 主な用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3. 主な質問項目の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

別表1（職業分類と分類される職業の例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

別表2（学校等の区分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

別表3 年号早見表・・ 38

参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

調査に関する質問の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

調査員回収書類および携行品 保健所への提出・返納期限・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

調査を行う上での留意点

1. 調査の目的・内容・調査手順を十分理解する

調査を行う前に、この「調査の手引き」と調査票をよく読んでいただき、調査の必要性、調査事項、調査の実施方法についてご理解をいただいた上で、調査対象世帯の方への説明にそなえてくださいますようお願いいたします。

2. 世帯の協力を求める

世帯を訪問した際には、「生活と支え合いに関する調査ご協力をお願い」をお渡しして調査の趣旨をよく説明し、協力を求めるようにしてください。特に、生活と支え合いに関する調査の調査対象世帯は、6月に実施した国民生活基礎調査と重複していることを伝えてください。

また、必ず「調査員証」を携行し、訪問目的を伝えると共に、相手に見せるようにしてください。調査票に記入された内容は、統計を作成するためだけに用いられるもので、その他の目的には用いられないこと、第三者に見せることは法律（統計法）で固く禁止されていることを調査対象世帯の方に説明し、安心して回答してもらえよう心がけてください。

3. プライバシーの保護

生活と支え合いに関する調査では、調査対象世帯のプライバシーを保護するため、調査対象世帯の方が調査票記入後、ご自分で調査票を所定の提出用封筒に入れ、密封する方式をとっています。回収された封筒は、密封されたまま、国立社会保障・人口問題研究所へ送られ、途中で開封されることは決してありません。また、ご記入いただいた内容は、国立社会保障・人口問題研究所において、すべて統計的に処理され、個人の情報が他に漏れることは、一切ありません。お手数ですが、調査員の方からも、調査対象世帯の方にプライバシーの保護に関して、上記の説明を十分にしてくださるようお願いいたします。

4. 調査票を厳重に管理する

回収した調査票（密封封筒）は、受け持ち地区の巡回中はもちろん、回収した後、自宅においても他の人の目にふれることのないよう、提出まで厳重に管理してください。

5. わからないことが出てきたら

まずは、保健所会議の際やそれ以外の場合でも保健所担当者に必ず質問してください。また、「生活と支え合いに関する調査」コールセンター（電話：0570-022-010）が平日に加え、土日祝日も疑問点などにお答えしています。ぜひご利用ください。

I 生活と支え合いに関する調査の概要

1. 調査の目的

生活と支え合いに関する調査の目的は、人々の生活、家族関係と社会経済状態および相対的剥奪の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会的ネットワークなどの私的な支援とが果たしている機能を精査することにより年金、医療、介護などの社会保障制度の喫緊の課題のみならず、その長期的なあり方と、社会保障制度の利用と密接にかかわる個人の社会参加のあり方を検討するための基礎的な資料を得ることを目的としています。人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのか。これらのことを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることができます。

2. 調査の対象および客体

全国の世帯主および世帯員を対象とし、令和4年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および18歳以上の世帯員を調査の客体とします。

そのため、世帯主の方は、国民生活基礎調査と生活と支え合いに関する調査の両方の調査の対象者となります。「生活と支え合いに関する調査」については、18歳以上の世帯主の方には、世帯票と個人票の双方に回答してもらうよう伝えてください。

3. 調査基準日

令和4（2022）年7月1日（金）を調査基準日とします。

4. 調査票の種類

「2022年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」の調査票には、世帯票と個人票の2種類があります。

世帯票は全8ページで、その構成は次のとおりです。

- 1 ページ : 「記入上のお願い」
- 2～4 ページ : 世帯の生活状況についての質問
- 5 ページ以降 : 世帯員と世帯構成についての質問
- 末尾のページ : 「ご協力へのお礼」

個人票は全11ページで、その構成は次のとおりです。

- 1 ページ : 「記入上のお願い」
- 2～3 ページ : 健康や医療・介護・年金についての質問
- 4～6 ページ : 世帯員個人の働き方についての質問
- 7～8 ページ : 世帯員個人の生活についての質問
- 8～11 ページ : 世帯員個人とその家族や地域社会との関係についての質問
- 12 ページ : 「ご協力へのお礼」

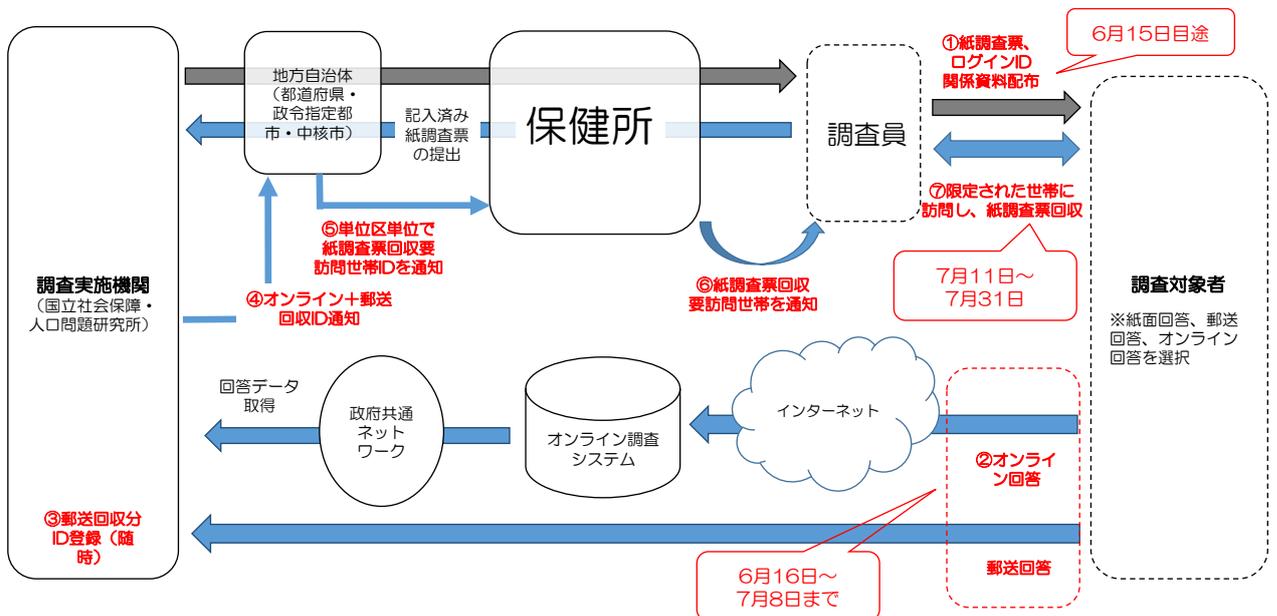
5. 調査方法

調査員から調査対象世帯に調査票、オンライン調査で回答する際のログイン ID、パスワード、記入例等を配っていただき、記入は調査対象世帯で行う方式をとります。オンライン回答を行った世帯以外については、記入済みの調査票（世帯票・個人票）を、調査対象世帯の方が世帯ごとに所定の「提出用封筒」に入れ、密封します。郵送回答を選ぶ世帯は提出用封筒をそのまま郵便ポストに投函します。調査員回収を希望する世帯の調査票は後日、調査員の方に回収していただきます。1つの家屋に2つ以上の世帯が同居している場合は、その世帯ごとに調査票（世帯票・個人票）と提出用封筒を配布してください。なお、調査対象世帯が郵送回答・オンライン回答を行ったことが事前に確認できた場合は調査票の回収のために訪問する必要ありません。

6. 調査のスケジュール

調査スケジュールはおおよそ図に示されるとおりです。

調査員の皆さまには、まず、おおよそ6月15日までに調査対象世帯に調査の説明、依頼、調査票等の配布をお願いします。ついで、7月11日～31日の期間でオンライン・郵送回答したことが確認できない世帯に訪問して回答勧奨・調査票の回収をおこなっていただき、7月31日までに回収した調査票を保健所に提出していただくこととなります。



II 調査員の方をお願いする作業

大きく分けて、以下の1.～5.について調査員の方に作業をお願いします。

- 1. 保健所会議への出席** [⇒詳細は5ページを参照してください。]
 - (1) 調査関係書類を受け取り、全ての書類がそろっているか確認します。
 - (2) 書類の記載について確認します。
 - (3) 配布用封筒に調査票（世帯票）・ログインID等用紙が正しく同封されているか確認し、世帯票ログインIDを世帯票に貼り付けるなどの作業をします。
 - (4) 個人票の記載について確認します。
 - (5) 調査の進め方や調査票の記入の仕方などについて理解します。
- 2. 調査前の準備（自宅での準備）** [⇒詳細は11ページを参照してください。]
 - (1) 「単位別世帯名簿」に所定事項を記入します。
 - (2) 訪問経路の確認や調査対象世帯との受け答えの仕方などを事前に準備します。
- 3. 世帯への訪問と調査票等の配布** [⇒詳細は14ページを参照してください。]
 - (1) 配票・調査時に携行すべき書類が全てそろっているかを訪問前に確認します。
 - (2) 調査対象世帯へ訪問します。（6月15日まで）
 - (3) 調査対象世帯の方に、調査に協力していただけるようお願いします。
 - (4) 世帯主、世帯員数などの確認をします。
 - (5) 調査対象世帯の情報、確認事項を「単位別世帯名簿」に記入します。
 - (6) 調査票（個人票）に調査票（個人票）ログインIDを貼り付けます。
 - (7) 調査票等を配布します。
 - (8) 調査についての疑問・質問についての回答やコールセンターの紹介をします。
 - (9) 回収方法と訪問回収の場合の訪問予定日を確認します。
- 4. 調査票の回収作業** [⇒詳細は25ページを参照してください。]
 - (1) オンライン・郵送回答状況を参照し、訪問回収が必要な世帯を確認します。
 - (2) 訪問により調査票を回収します。（7月11日～7月31日）
 - (3) 「単位別世帯名簿」へ確認事項を記入します。
- 5. 調査終了後の作業** [⇒詳細は28ページを参照してください。]
 - (1) 調査票等を期限（8月1日）までに保健所へ提出します。
 - (2) 提出された調査票等は保健所・各自治体を通じて国立社会保障・人口問題研究所へ送付されます。

1. 保健所会議への出席

保健所会議（調査員事務打合せ会）に出席し、調査関係書類を受け取り、全ての書類がそろっているか確認し、調査の進め方やスケジュール、調査票の記入の仕方、調査員としての心得などについて理解します。

（１）調査関係書類の受け取りと確認

調査関係書類を受け取り、全ての書類がそろっているか確認します。

- 1) 「調査員証」…………… 1 枚
- 2) 「調査実施要綱」…………… 1 枚
- 3) 「調査の手引き」…………… 1 部
- 4) 「単位区別世帯名簿」…………… 30 世帯につき 1 枚
- 5) 「地区要図」の写し…………… 1 部
- 6) 調査票等配布用封筒（調査票等封入済）…………… 30 世帯分（30 セット）
封筒内にセットしてある物
 - 7) 「調査票（世帯票）」…………… 1 世帯分
 - 8) 「調査票記入例（世帯票）」…………… 1 世帯分
 - 9) 「調査票記入例（個人票）」…………… 1 世帯分
 - 10) 「オンライン回答用ログイン ID 等用紙」…………… 1 世帯分
 - 11) 「調査協力のお願い」…………… 1 世帯分
 - 12) 「調査票の回答・提出方法のご案内」…………… 1 世帯分
 - 13) 調査票提出用封筒…………… 1 世帯分
- 14) 「調査票（個人票）」…………… 予備も含めて 90 部
- 15) 調査対象世帯への謝礼品…………… 調査対象世帯数に応じた数
- 16) 「連絡メモ（不在世帯用）」…………… 世帯数の 2 倍
- 17) 連絡メモ入れ封筒…………… 30 枚
- 18) 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）…………… 5 枚
- 19) 「ポスター」…………… 1 枚
- 20) 調査票等携行袋（手提げ袋）…………… 1 個

※配布用封筒の中に「調査票（世帯票）」、「調査票記入例（世帯票）」、「調査票記入例（個人票）」、「オンライン回答用ログイン ID 等用紙」（オンラインで回答する際に必要となるログイン ID とパスワードが記載されています）、「調査協力のお願い」、「調査票の回答・提出方法のご案内」、「調査票提出用封筒」が各 1 部封入されています。

※※調査対象世帯への謝礼品や調査票等携行袋は都道府県・政令市・中核市が準備します。不足がある場合は保健所担当者に請求してください。

（２）調査員証・単位区別世帯員名簿・地区要図の確認などの作業

①調査員証に記載の氏名と写真（調査の事前に貼り付け）を確認します。

②「単位区別世帯名簿」の裏面に国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿のコピーが貼り付

けてあるかを確認してください。また、裏面にある(14)世帯IDの内容は、次の手続きでログインID等用紙の内容と一致するか確認をします((3)⑦で説明します)。

③地区要図が、説明を受けた担当地域のものであるかを確認してください。

④以上①～③の確認作業で不一致や記載漏れ・誤記載がある場合は保健所担当者に申し出てください。

(3) 調査票(世帯票)・ログインID等用紙の確認などの作業

- ① 保健所から受け取った配布用封筒には表面に都道府県名、保健所名、地区番号、単位区番号と世帯番号が記載されています。都道府県名、保健所名や保健所担当者から説明を受けた担当地域の「地区番号」、「単位区番号」と違ってないか確認します。また、世帯番号は01～30で記載されています。これら全てに記載漏れがないか確認し、記載漏れがある場合は保健所担当者に申し出て下さい。(配布用封筒のイメージは⑥を参照。)
- ② 配布用封筒の中身を確認していきます。**複数の配布用封筒の中身を同時に確認してはいけません。**その上で以下の作業を行っていきます。必ずひとつの配布用封筒の中身だけについて作業を行い、確認した内容物を元の配布用封筒に戻したうえで、次の配布用封筒の中身を確認します。
- ③ ひとつの配布用封筒から中身を全て取り出します。配布用封筒には世帯票、世帯票の記入例、個人票の記入例、オンライン回答用のログインID等用紙、調査協力のお願い、調査票の回答・提出方法のご案内、調査票提出用封筒、が内包されています。これらが全てそろっているかを確認します。ひとつでも足りないものがあれば保健所担当者に申し出て下さい。
- ④ 配布用封筒の内容物がそろっている場合は、調査協力のお願い、世帯票・個人票の記入例は以下の確認作業を行わないので、すぐに配布用封筒に戻します。
- ⑤ 世帯票右上の調査員記入欄のうち「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単位区番号」は既に記入してあります。記入されている「地区番号」、「単位区番号」が、保健所名や保健所担当者から説明を受けた担当地域の「地区番号」、「単位区番号」と違ってないか確認します。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



2022年社会保障・人口問題基本調査

生活と支え合いに関する調査

【世帯票】

2022（令和4）年7月1日

ここを確認

調査員記入欄	
都道府県名	保健所名
地区番号	単位区番号 世帯番号

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6階
電話(03)3595-2984 内線4455、4457
<https://www.ipss.go.jp>

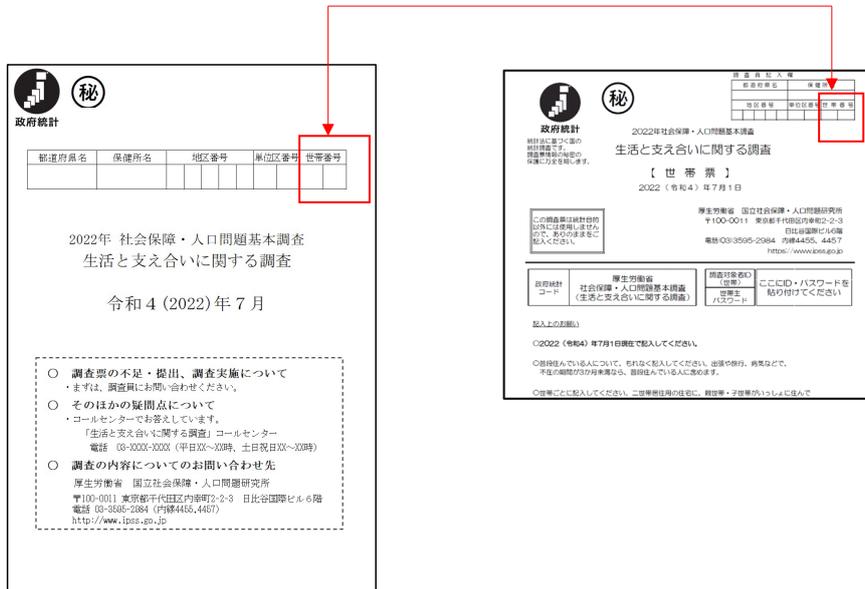
政府統計 コード	厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	調査対象者ID (世帯)	ここにID・パスワードを 貼り付けてください
		世帯主 パスワード	

記入上のお願い

- 2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。
- 普段住んでいる人について、もれなく記入してください。出張や旅行、病気などで、不在の期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に含めます。
- 世帯ごとに記入してください。二世帯居住用の住宅に、親世帯・子世帯がいっしょに住んで

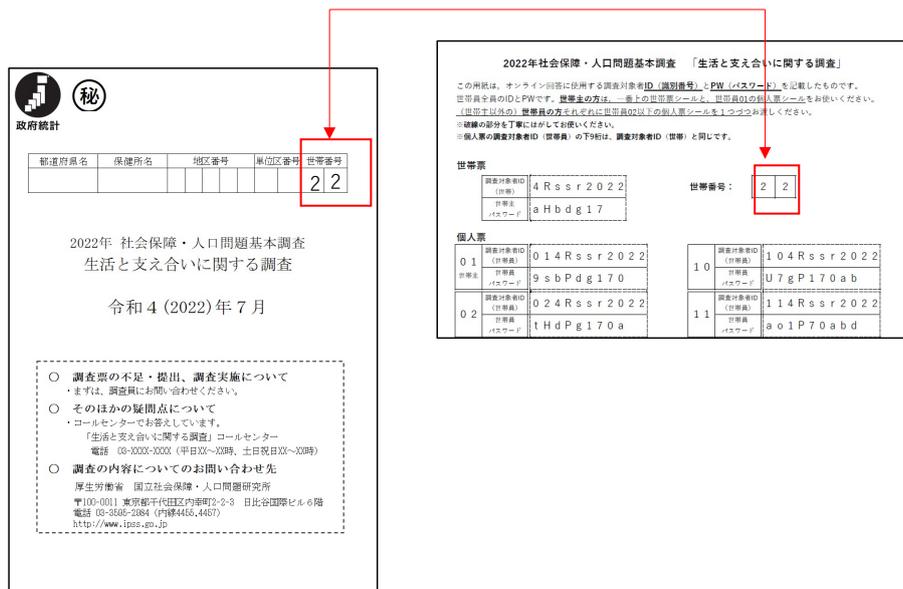
- ⑥ 世帯票右上の調査員記入欄に記載されている世帯番号と配布用封筒表面の世帯番号が一致することを確認します。

世帯番号が一致することを確認

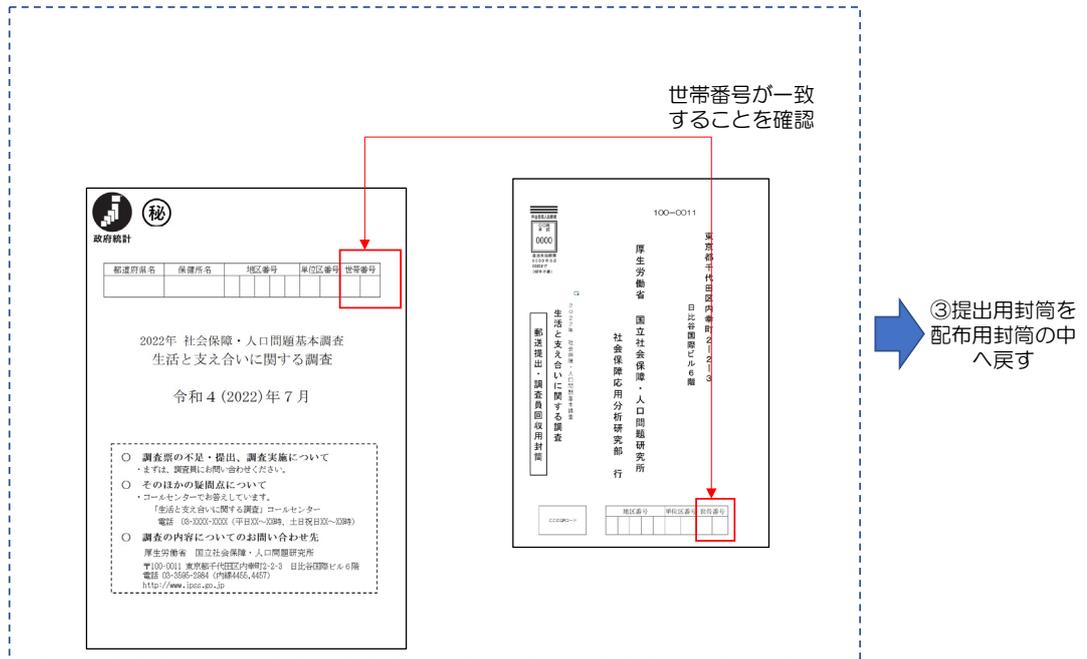


- ⑦ ログイン ID 等用紙の世帯番号が配布用封筒の世帯番号と一致することを確認します。ここでは、ログイン ID 等用紙の世帯 ID と、「単位区別世帯名簿」の裏面にある(14)世帯 ID が一致することも確認してください。

世帯番号が一致することを確認



⑧ 提出用封筒の世帯番号が配布用封筒の世帯番号と一致することを確認します。



※上記⑤～⑧で不一致が見られたら、そのままの状態で行ってはいけません。
調査が正確に行えないため、保健所担当者にすぐに申し出て対応を依頼してください。

- ⑨ ログインID 等用紙から世帯票用のログインID・パスワードのシールを剥がし、世帯票の1ページ目に貼ります。所定の位置に注意して貼ります。貼り終わったらログインID 等用紙と世帯票を封筒の中に戻します。

①ログインID等用紙から
世帯票用のID・パスワードの
シールを剥がす

2022年社会保障・人口問題基本調査 「生活と支え合いに関する調査」

この用紙は、オンライン回答に使用する調査対象者ID（識別番号）とPW（パスワード）を記載したものです。世帯員全員分のIDとPWです。世帯主の方は、二重上の世帯票シールと、世帯員01の個人票シールをお使いください。（世帯主以外の）世帯員のそれぞれに世帯員02以上の個人票シールを1つずつお渡しく下さい。

※破線の部分を丁寧にはがしお戻ください。
※個人票の調査対象者ID（世帯員）の下9桁は、調査対象者ID（世帯）と同じです。

世帯票

調査対象者ID (世帯)	4 R s s r 2 0 2 2	世帯番号:	2 2
世帯主 パスワード	a H b d g 1 7		

個人票

01	調査対象者ID (世帯員)	0 1 4 R s s r 2 0 2 2	10	調査対象者ID (世帯員)	1 0 4 R s s r 2 0 2 2
世帯主	パスワード	9 s b P d g 1 7 0	世帯員	パスワード	U 7 g P 1 7 0 a b
02	調査対象者ID (世帯員)	0 2 4 R s s r 2 0 2 2	11	調査対象者ID (世帯員)	1 1 4 R s s r 2 0 2 2
世帯主	パスワード	t H d P g 1 7 0 a	世帯員	パスワード	a o 1 P 7 0 a b d

調査員記入欄

都道府県名	保健所名
地区番号	単位区番号
	世帯番号

政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

2022年社会保障・人口問題基本調査
生活と支え合いに関する調査
【世帯票】
2022（令和4）年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6階
電話 03(3595-2984 内線4455、4457
<https://www.jpss.go.jp>

この調査票は統計目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

政府統計コード 厚生労働省 社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査）

調査対象者ID（世帯） 世帯主パスワード

ここにID・パスワードを貼り付けてください

記入上のお願ひ

○2022（令和4）年7月1日現在で記入してください。

○普段住んでいる人について、もれなく記入してください。出張や旅行、病気などで、不在の期間が3か月未満なら、普段住んでいる人に含めます。

○世帯ごとで記入してください。二世帯居住用の住宅に、親世帯・子世帯が1つに1つに住んで

ここに貼る

- ③ログインID等用紙と世帯票を
配布用封筒の中へ戻す

(4) 調査票（個人票）の確認作業

- ①個人票右上の調査員記入欄のうち「都道府県名」、「保健所名」、「地区番号」、「単位区番号」は既に記入してあります。これらの欄に記入されている番号が、保健所名や保健所担当者から説明を受けた担当地域の「地区番号」、「単位区番号」と違ってないか確認します。記入漏れがないか確認し、記入漏れがある場合は保健所担当者に申し出て下さい。個人票は、配布用封筒に封入しません。

(5) ここまでの作業についての注意

- ①ここまでの作業が終わったら、配布用封筒の口を折って閉じます。のりづけはしません。これで、ひとつの世帯への配布物についての作業は終了です。
- ②以上の配布物の確認と世帯票に世帯IDを貼り付ける作業は、担当する世帯数のすべてに実施してください。作業は1つの単位区ごとに行い、複数の単位区について同時並行的に実施しないようにしてください。

(6) 調査の進め方・調査票記入方法の理解

保健所担当者から説明を受けたり、調査方法を解説した動画を視聴したりして、生活と支え合いに関する調査の趣旨、調査の内容と方法、調査書類の記入の仕方、調査員としての基本的な心得について理解します。

今回からオンライン回答・郵送回答が導入されますので、それに必要な調査票・ログインID等用紙・調査票提出用封筒（返送用封筒）の取り扱いについて特にしっかりと理解します。

調査関係書類および携行品の保健所への提出・返納期限、疑問点があった場合の連絡先やあなたの受け持ちの地区番号、単位区番号を、この手引きの裏表紙の所定の欄に記入します。

2. 調査前の準備（自宅での準備）

(1) 「単位区別世帯名簿」への所定事項の記入（＜記入例1＞11ページ、＜記入例2＞16ページ参照）

保健所から受け取った生活と支え合いに関する調査の「単位区別世帯名簿」表紙の所定欄に、地区番号、単位区番号、都道府県・市郡・区町村名、丁目、保健所名、調査員氏名を記入してください。また、30世帯を超える場合は、「単位区別世帯名簿」が複数枚必要となりますので、「単位区別世帯名簿」が全部で何枚か、またその名簿が何枚目か、「単位区別世帯名簿」の裏面所定の位置に記入してください。

<記入例1>

2022年社会保障・人口問題基本調査
生活と支え合いに関する調査

単位区別世帯名簿表紙

◎黒のボールペンで記入してください。

地区番号					単位区番号		
------	--	--	--	--	-------	--	--

赤枠内を全て記入します

都道府県 市郡 区町村

丁目

保健所名 調査員氏名

- 注：
- 1 (3)と(5)欄は、調査日現在の人員数を記入してください。
 - 2 (4)欄は、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎等に居住する単身世帯の場合に、○印を記入してください。
 - 3 (6)と(7)欄は、世帯票と個人票を実際に配布した数を記載してください。
 - 4 (8)欄は、回収用封筒の回収数を記載してください。
 - 5 (9)欄は、同一家屋・同一敷地に住んでいる相互の世帯に同じ○付き数字で記入してください。
(「手引き」16ページ<記入例2>：①と①、②と②等)
 - 6 (11)欄は、調査票等の配布時に不在の場合等により(再)訪問した回数を記載してください。
 - 7 (12)欄は、オンライン・郵送の方法で回答したことが確認できた世帯についてチェックを入れ、その世帯には調査票の回収に伺わないようにしてください。
 - 8 (13)欄は、調査票等の回収時に不在の場合等により(再)訪問した回数を記載してください。
 - 9 (14)欄は、保健所から提示される「オンライン・郵送回答状況」に記載されている世帯リストと突合し、その世帯がオンライン・郵送の方法で回答済みか否かを確認するために使用してください。

<実施状況>

調査票回収 世帯数	世帯
-----------	----

(2) 訪問経路の確認と調査対象世帯との受け答えの仕方などの事前準備

- ① 「地区要図」「単位区別世帯名簿」をもとに、調査単位区への交通、世帯訪問の順路等をあらかじめ決めておき、調査を円滑にすすめられるよう自宅から受け持ち単位区までの訪問計画を立てておきます。
- ② 調査に必要な書類および筆記用具を「調査票等携行袋」に入れ、準備を整えます。
- ③ 調査対象者が担当する調査員であるあなたとすぐに連絡がとれるように、「調査協力のお願い」、「連絡メモ（不在世帯用）」に、連絡先を記入して訪問時に備えて準備します。
- ④ 本手引きの末尾にある、「参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集」を事前に確認し、調査対象世帯の方から質問などを受けたときの受け答えの準備をします。
- ⑤ 6月15日までに調査対象世帯に調査の説明、依頼、調査票等の配布を行うためのスケジュール設定を行います。調査対象世帯の世帯員が不在で会えない場合には3回までは訪問していただくこととなりますので、その点をふまえた日程管理をします。

3. 世帯への訪問と調査票等の配布

(1) 調査時に携行すべき書類の訪問前確認

配票・調査時に携行すべき書類が全てそろっているかを訪問前に確認します。調査に必要な書類および筆記用具を『調査票等携行袋』に入れ、準備を整えます。

- 1) 「調査員証」…………… 1 枚
- 2) 「調査実施要綱」…………… 1 枚
- 3) 「調査の手引き」…………… 1 部
- 4) 「単位区別世帯名簿」…………… 30 世帯につき 1 枚
- 5) 「地区要図」の写し…………… 1 部
- 6) 調査票等配布用封筒（調査票等封入済）…………… 30 世帯分（30 セット）
封筒内にセットしてある物
 - 7) 「調査票（世帯票）」…………… 1 世帯分
 - 8) 「調査票記入例（世帯票）」…………… 1 世帯分
 - 9) 「調査票記入例（個人票）」…………… 1 世帯分
 - 10) 「オンライン回答用ログイン ID 等用紙」…………… 1 世帯分
 - 11) 「調査協力のお願い」…………… 1 世帯分
 - 12) 「調査票の回答・提出方法のご案内」…………… 1 世帯分
 - 13) 調査票提出用封筒…………… 1 世帯分
- 14) 「調査票（個人票）」…………… 予備も含めて 90 部
- 15) 調査対象世帯への謝礼品…………… 調査対象世帯数に応じた数
- 16) 「連絡メモ（不在世帯用）」…………… 世帯数の 2 倍
- 17) 連絡メモ入れ封筒…………… 30 枚
- 18) 「挨拶状」（自治会・町内会・マンション管理人周知用）…………… 5 枚
- 19) 「ポスター」…………… 1 枚
- 20) 調査票等携行袋（手提げ袋）…………… 1 個

(2) 調査対象世帯への訪問

配票の準備が整ったら、「単位区別世帯名簿」、「地区要図」の写しに基づいて調査地区の世帯を訪問します。

地域の実情からみて、自治会の役員やマンションの管理人といった方々の協力を得る必要がある場合は、調査対象世帯を訪ねる前にそれらの方々に「挨拶状」を渡して協力を得てください。

もし、転入等により「単位区別世帯名簿」や「地区要図」の写しから漏れている世帯があった場合は、その世帯も訪問してください。その場合は、「単位区別世帯名簿」の一番下の欄にその世帯の情報を追記します。「単位区別世帯名簿」に使用可能な欄が残っていない場合はコールセンター（電話：0570-022-010）に問い合わせをしてください。記入の仕方の詳

細については、15 ページの（5）調査対象世帯、確認事項の「単位区別世帯名簿」への記入、を参照してください。

また、訪問時に留守の世帯については「連絡メモ（不在世帯用）」を利用するなどして後日あらためて訪問してください。再訪問は初回を含めて面接できるまで3回は行ってください。

訪問しても不在で対面できない場合は不在世帯用の「連絡メモ」等を使って連絡を図り、「単位区別世帯名簿」（11）の配布時不在等チェック欄に正の字を書いています。

訪問する時間帯を変えたりして3回訪問しても調査対象世帯の方が不在で調査票を配布することができない「面接不能」の世帯については、その世帯の「単位区別世帯名簿」（10）備考欄に「不在で渡せずポストイング」と記入し、調査票や回収用封筒を世帯の郵便受け等に配布（ポストイング）します。ポストイングをする際には、他の者が郵便受けから調査票等を窃取できないように、注意しながら入れます。

「回答不能」、「不在か空き家か不明」、「回答拒否」、等で調査票を配布できない場合もその世帯の「単位区別世帯名簿」（10）備考欄に具体的な理由をかならず記入してください。

（3）調査協力をお願い

調査対象世帯を訪問したら、自己紹介と訪問理由の説明を行い、「調査協力をお願い」を渡して、調査に協力していただけるようお願いしてください。

「調査協力をお願い」を調査対象世帯の方に読んでいただくだけではなく、調査員の方からも、この調査は国の調査であること、調査結果は統計目的以外には使用しないことなどを説明してください。調査対象世帯の方から質問がある場合には本手引きの末尾にある、「参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集」などを見ながら応答します。わからないこと、回答しにくいことがあればコールセンターへ問い合わせるように誘導します。

言葉が聴こえづらそうな方には、調査票等を示しながら、筆談が可能であれば試みてください。同居する世帯員の中でコミュニケーションが相対的に容易な方がいらしたら、その人を通じて調査依頼をしていただいてもかまいません。

他国語が母語の場合などで日本語の理解が難しい方についても同様にして依頼を行ってください。世帯で同居するすべての方とコミュニケーションが難しい場合には、その旨を「単位区別世帯名簿」に記載し、調査不能世帯としてください。

調査票の視認、調査票の記入が難しい調査対象者にも病気、障害、介護を必要としているなどの場合に、家族や介護者による記入の支援や代理回答を認めていることも説明して依頼してください。

（4）世帯主、世帯員数などの確認

調査対象世帯の協力が得られたら、世帯主はどなたか、世帯員数は何人かを確認し、「単位区別世帯名簿」の記載と照らし合わせてください。また、同一家屋または同一敷地内に複数の世帯が居住しているかどうか、調査対象の18歳以上の世帯員数について確認し、「単位区別世帯名簿」(5)の欄に記載してください。

(5) 調査対象世帯、確認事項の「単位区別世帯名簿」への記入（＜記入例2＞16ページ参照）

実際の世帯主氏名、世帯員数と「単位区別世帯名簿」の記載内容とが異なっている場合は、「単位区別世帯名簿」の記載事項を修正してください。

たとえば、

○世帯主氏名が「単位区別世帯名簿」にすでに記入されたものと異なる場合は、2本線を引いて、聞き取った正確な世帯主氏名を備考欄に記入してください（例：世帯番号08）。

○世帯員数が「単位区別世帯名簿」にすでに記入されたものと異なる場合は、2本線を引いて、聞き取った正確な世帯員数（世帯主を含めた）を(3)欄（世帯員数）に記入してください（例：世帯番号08と18）。

○世帯そのものが転出等で地区内に居住していない場合は、世帯主名に2本線を引いて、(6)配布数（世帯票）の欄に0（ゼロ）、(10)備考欄に「転出」と記入して、(11)に「レ」を記入してください（例：世帯番号06）。

○世帯そのものが調査の直前に転入してきたこと等により「単位区別世帯名簿」に記載されていない場合は、その世帯を「単位区別世帯名簿」の最後に追加し、(2)から(5)までの事項について各欄に記入し、(10)備考欄に「転入」と記入してください（例：世帯番号21）。

○「単位区別世帯名簿」では、1世帯のみ居住しているはずなのに、実際は複数の世帯として居住していることがわかった場合は、次のようにしてください（例：世帯番号02と09）。まず、追加分の世帯を「単位区別世帯名簿」の最後の世帯の次の行に追加し（例：世帯番号22と23）、(2)から(5)までの事項について各欄に記入してください。(9)の欄には同一家屋同一敷地内の複数世帯を○数字で照合できるように記入してください。次に、(10)備考欄に元からある世帯の世帯番号を書いた上で、「複数世帯」と記入してください。そして、元の世帯の世帯員数等も修正する必要がある場合は、2本線を引いて、正しい人数等を記入し、当該世帯の備考欄にも「複数世帯」と記入してください。

<記入例2>

生活と支え合いに関する調査										(1 枚のうち 1 枚目)									
地区番号		0	0	0	0	2	単位区番号		0	0	単位区別世帯名簿								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7) (8)			(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)						
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数 (人、含世帯主)	まかない 付きの 家等	18歳以上 の世帯員 数(人、含 世帯主)	調査票			同一 家庭 同一 敷地	備 考	配布時 不在等 チェック 欄	オンラ イン・郵 送回答	回収時 不在等 チェック 欄	世帯ID (4R以下7桁記入)						
					配布枚 (世帯票)	配布枚 (個人票)	回収枚 (密封封 筒)												
01	霞ヶ関 誠	3		2	1	2							s	s	r	2	0	0	1
02	銀座 由美子	4		4	1	4		① 複数世帯					s	s	r	2	0	0	2
03	中央 真由美	2						不在のため渡せずポストイング	下				s	s	r	2	0	0	3
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4							s	s	r	2	0	0	4
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3							s	s	r	2	0	0	5
06	世田谷 直樹	1				0	0	転出		レ			s	s	r	2	0	0	6
07	練馬 哲也	3		0	1	3							s	s	r	2	0	0	7
08	大手町 和彦	3		3	1	3		大手町 純一		—			s	s	r	2	0	0	8
09	杉並 豊	5		5	1	5		② 複数世帯					s	s	r	2	0	0	9
18	新宿 久美子	3		3	1	3							s	s	r	2	0	1	8
19	丸の内 一平	1	○	1	0			拒否		下			s	s	r	2	0	1	9
20	日比谷 剛	1	○	1	1	1							s	s	r	2	0	2	10
21	新橋 智子	1	○	1	1	1		転入					s	s	r	2	0	2	11
22	銀座 幸子	2		1	1	1		① 02、複数世帯					s	s	r	2	0	2	12
23	杉並 五郎	4		2	1	2		② 09、複数世帯					s	s	r	2	0	2	13
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
合 計						23	49												

※ 説明の都合上、前ページの記入方法に示された点については赤字で示していますが、実際には黒ボールペンだけで作業を行います。

(6) 調査票と調査票（個人票）ログイン ID の準備・配布・配布の記録

世帯の方に世帯主、世帯員数などを確認でき、確認事項の「単位別世帯名簿」への記入が終わったら、調査票・ログイン ID を配布します。その際には、以下の点に十分注意してください。

1) 「調査票」の記入について

「調査票（世帯票）」に病気、その他の理由で世帯主が記入できない場合は、**代理の方**に世帯主に関する質問について記入していただくようお願いしてください。

「調査票（個人票）」に病気、その他の理由で世帯員の方が記入できず、代理回答もできない場合は、そのまま提出用封筒に入れるようお願いしてください。

また、世帯主や世帯員が出張や転勤等の理由で3か月以上不在にしている場合、ふだん住んでいる人とはみなさないので、調査対象者に含まないことを説明してください。世帯主が3か月以上不在の場合、世帯主に関する質問には、適当な世帯の代表者を世帯主とみなして回答していただくようお願いしてください。

2) 「調査票（個人票）」・ログイン ID の配布について

- ① 訪問している世帯の世帯番号を「単位別世帯名簿」上で改めて確認します。
- ② 「単位別世帯名簿」に記載した当該世帯の18歳以上の世帯員の人数を確認します。
- ③ 保健所から渡された個人票の束から②で確認した人数分だけ個人票を取り出します。
- ④ ③で準備した個人票全てについて、右上の調査員記入欄に世帯番号を記入します。

※ここまでの作業の流れを次ページの作業の流れ1で確認してください。

<作業の流れ1：05番の世帯を訪問しているケース>

①単位別世帯名簿で05番の世帯の18歳以上の人数を確認 → 3人

地区番号 0 0 0 0 2 単位区番号 0 0		生活と支え合いに関する調査 (1 枚のうち 1 枚目)															
単位別世帯名簿																	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)				
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(18歳以上世帯員)	まかない付の世帯員	18歳以上の世帯員数(18歳以上世帯員)	調査票	調査票	調査票	調査票	備考	配布時不在等チェック欄	回収時不在等チェック欄	世帯ID(4R以下7桁記入)					
01	藤岡 誠	3		2	1	2						ss	r	2	0	0	1
02	銀座 由美子	4	6	4	1	4			① 複数世帯			ss	r	2	0	0	2
03	中央 真由美	2							不在のため返せずポストイング	下		ss	r	2	0	0	3
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4						ss	r	2	0	0	4
05	市ヶ谷 悠	3		3	1	3						ss	r	2	0	0	5
06	世田谷 喜樹	1							転出		レ	ss	r	2	0	0	6
07	練馬 哲也	3		0	1	3						ss	r	2	0	0	7
08	大塚 和彦	3	4	3	1	3			大手町 純一			ss	r	2	0	0	8
09	杉並 豊	5	8	5	1	5			② 複数世帯			ss	r	2	0	0	9

②携行している未使用の個人票の束から 3人分取り出す。



×3

携行しているバッグ

③個人票右上の調査員記入欄に世帯番号を書き込む。



世帯番号を書き込む。この例では05

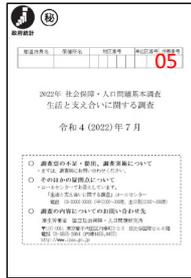
×3

⑤ 当該世帯の世帯番号が記載された配布用封筒からログインID等用紙を取り出し、個人番号が記載されたID・パスワードのシールを一枚の個人票に一枚ずつ貼っていきます。この作業の際に、調査への回答はパソコンやスマホを使ったオンライン回答、紙の調査票に回答して調査票提出用封筒に封入して郵便ポストに入れる郵送回答、調査員が再度訪問する調査員回収の3通りの回答方法があることを簡単に説明して

ください。（下の作業の流れ2を参照して下さい。）

<作業の流れ2：05番の世帯を訪問しているケース（作業の流れ1の続き）>

①携行している配布用封筒の束から05番の世帯のものを取り出す



携行しているバッグ

②05番の配布用封筒からログインID等用紙を取り出す

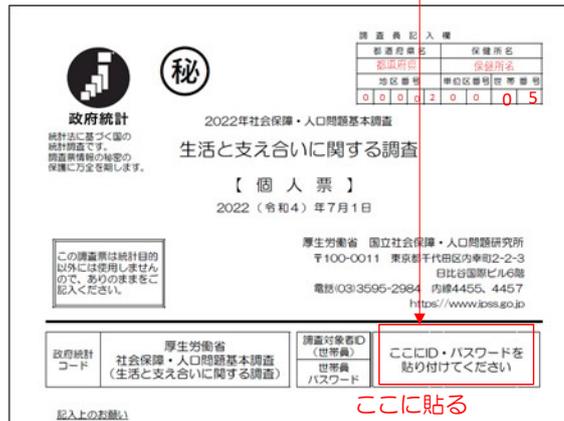


③個人票を配布する人数（この場合は3人）分の個人票用ログインIDとパスワードのシールを

必ず一人分ずつ剥がし、

一枚の個人票の表面にシールを**1枚ずつ**貼っていく。

※個人票表面の記述に重ならないように注意して貼ります。



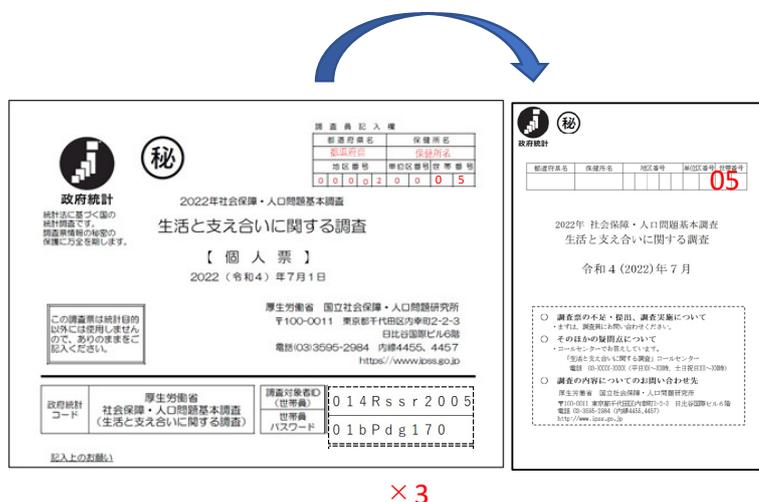
×3

⑥⑤の作業がその世帯に配布すべき全ての個人票について完了したら、シールを貼った個人票を全て、その世帯の配布用封筒に入れます。ただし、ログインID等用紙は渡しません。ログインID等用紙は、個人票の不足分の請求があった場合に備えて、調査期間

が終了するまで大切に保存します。（下の作業の流れ3を参照して下さい。）

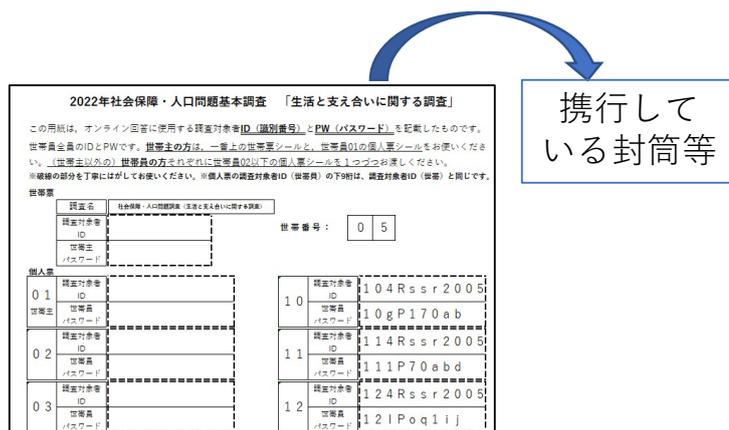
<作業の流れ3：05番の世帯を訪問しているケース（作業の流れ2の続き）>

①個人票用ログインIDとパスワードのシールを貼った個人票は全てその世帯（この場合は05番）の配布用封筒に入れます。



②使用済みとなるこの世帯のログインID等用紙は他の世帯のものと混ざったり、紛失しないように別の封筒などに保管して自宅まで持ち帰ります。

※後日個人票の不足分の配布請求が来た場合に使用します。



⑦調査対象世帯の人に配布用封筒を渡します。この時に、調査員が再度訪問する調査員回収の場合は回収のためにいつ訪問するのが良いか具体的な日時について相談し、おおよその目安を決めてください。気が変わって、オンライン回答や郵送回答にする場合には調査員への連絡は不要であることもお伝えください。

⑧なお、世帯票については、すでにログインIDパスワードシールを調査票に貼り付け済みで調査票配布用封筒に入れていただいておりますから、世帯訪問時に特にすることはありません。

○2世帯が1つの住宅に住んでいるとき

1つの住宅に、親夫婦・子夫婦などがいっしょに住んでいる場合、

- (1) 親世帯と子ども世帯が生計を共にしているときは、→ 1つの世帯
- (2) 親世帯と子ども世帯が生計を別にしているときは、→ 別々の世帯

同一家屋または同一敷地内に、2世帯が居住している場合は、別世帯として扱ってください。その場合、「単位区別世帯名簿」に記載されていない世帯主氏名を「単位区別世帯名簿」の最後に追加し、その世帯の(2)から(6)までの欄に所定事項を記入してください（<記入例3> 世帯番号22, 23）。

別世帯とした世帯について、予備の調査票等配布用封筒とそれに入っている世帯票、世帯票の記入例、個人票記入例、ログインID等用紙、調査票提出用封筒、調査協力をお願い、に併せて、必要な数の個人票を配布します。この時に個人票の表紙右上の欄に、「単位区別世帯名簿」上の世帯番号を忘れずに記入し、ログインID等用紙から個人票用のログインIDパスワードシールを配布する個人票全てに一枚ずつ貼り付け一緒に渡してください。「単位区別世帯名簿」に使用可能な欄が残っていない場合はコールセンター（電話：0570-022-010）に問い合わせをしてください。

○3世帯以上の場合も同様にしてください。

3) 「単位区別世帯名簿」への配布数の記入について

<記入例3> (次ページ) にしたがって、実際に配布した調査票等配布用封筒の数を(6) 配布数（世帯票）の欄に、配布した個人票の数を(7) 配布数（個人票）の欄に、それぞれ記入してください。また、すべての世帯に対して調査票の配布が終わったのち、実際に配布した調査票等配布用封筒の数の合計を(6) 配布数（封筒）の合計欄に、配布した個人票の数の合計を(7) 配布数（個人票）の合計欄に、それぞれ記入してください。

<記入例3>

生活と支え合いに関する調査										(1 枚のうち 1 枚目)									
地区番号		0	0	0	0	2	単位区 番号		0	0	単位区別世帯名簿								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(7) 調査票			(9)	(10)	(11)					(12)	(13)	(14)		
世帯 番号	世帯主氏名	世帯 員数 (人、含世 帯主)	まかひない 付きの 家等	18歳以上 の世帯員 数(人、含 世帯主)	配布数 (世帯票)	配布数 (個人票)	回収数 (密封封 筒)	同一 家屋 同一 敷地	備 考	配布時 不在等 チェック 欄	オンラ イン・郵 送回答	回収時 不在等 チェック 欄	世帯ID (4R以下7桁記入)						
01	霞ヶ関 誠	3		2	1	2							s	s	r	2	0	0	1
02	銀座 由美子	4	6	4	1	4			① 複数世帯				s	s	r	2	0	0	2
03	中央 真由美	2							不在のため渡せずポストイング	下			s	s	r	2	0	0	3
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4							s	s	r	2	0	0	4
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3							s	s	r	2	0	0	5
06	世田谷 直樹	1			0	0			転出	レ			s	s	r	2	0	0	6
07	練馬 哲也	3		0	1	3							s	s	r	2	0	0	7
08	大手町 和彦	3	4	3	1	3			大手町 純一	一			s	s	r	2	0	0	8
09	杉並 豊	5	9	5	1	5			② 複数世帯				s	s	r	2	0	0	9
18	新宿 久美子	3	2	3	1	3							s	s	r	2	0	1	8
19	丸の内 一平	1	○	1	0				拒否	下			s	s	r	2	0	1	9
20	日比谷 剛	1	○	1	1	1							s	s	r	2	0	2	10
21	新橋 智子	1	○	1	1	1			転入				s	s	r	2	0	2	11
22	銀座 幸子	2		1	1	1			① 02、複数世帯				s	s	r	2	0	2	12
23	杉並 五郎	4		2	1	2			② 09、複数世帯				s	s	r	2	0	2	13
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
合 計					23	49													

※ 説明の都合上、前ページの記入方法に示された点については赤字で示していますが、実際には黒ボールペンだけで作業を行います。

(7) 調査票等と「謝礼品」の配布

調査票等配布用封筒に入っている「調査票提出用封筒」は調査対象世帯が郵送回答又は調査員回収を希望する場合のために記入済みの調査票を入れるために1世帯につき1部配布していることを説明してください。

配布の際に調査員は、調査対象世帯の方に、封筒に入れる記入済み調査票（世帯票・個人票）の数を密封前に封筒表面の「調査票数」欄にそれぞれ記入していただくように必ず伝えてください（鉛筆などで記入欄を○で囲み、場所をわかりやすく提示してください）。

回収の際には密封回収を原則としておりますので、「提出用封筒」の裏のシールをはがしてご自身で密封していただくように依頼してください。

また、調査協力の謝礼として調査対象世帯へ「謝礼品」を1世帯当たり1個さしあげてください。

(8) 調査対象者からの疑問・質問への回答とコールセンターの紹介

調査についてわからないことや疑問に思うことあれば遠慮なく質問するように伝え、その時点でも質問の有無を確認してください。調査対象世帯の方から質問や調査への拒否の反応がある場合には本手引きの末尾にある、「参考1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集」などを見ながら応答します。また、「調査協力のお願い」に記載されているコールセンターの電話番号（0570-022-010）を示し、気軽に質問等していただくようお願いしてください。

(9) 回収方法と訪問回収の場合の訪問予定日の確認

最後に、改めて回収方法の確認をします。訪問による調査票の回収を希望している世帯については、訪問回収予定日を調査対象世帯の方と再確認します。調査対象世帯の方の都合がつかない場合には、適宜、回収方法を打ち合わせていただくようお願いいたします。

封筒表面のバーコード情報、オンライン回答のログイン記録を利用して回答の有無を国立社会保障・人口問題研究所で確認するので、郵送回答、オンライン回答の場合は調査員が訪問することはないことをお伝えください。調査員回収を希望する場合は記入の終わった調査票は、必ず所定の「調査票提出用封筒」に入れ、密封した状態で調査員が回収することを、調査対象世帯の方にお伝えください。（調査員は、必ず回収予定日と回収方法を調査対象世帯の方に確認するようにしてください）。

4. 調査票の回収作業

(1) オンライン・郵送回答状況の参照と要訪問世帯の確認

①回収に訪問する前に、担当する地区の「オンライン・郵送回答状況」について保健所担当者から入手してください。これらの方法で回答した世帯についての世帯票用ログインIDと「単位区別世帯名簿」の(14)の欄の世帯票用ログインIDと突合して確認します。両者が一致する場合には、「単位区別世帯名簿」の(12)オンライン・郵送回答の欄に○を書き込みます。(以下の記入例4を参照してください。)

<記入例4>

生活と支え合いに関する調査 (1枚のうち1枚目)													
単位区別世帯名簿													
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数(含世帯主)	まかない付の人数	18歳以上の世帯員数(含世帯主)	調査票配布数(世帯票)	配布数(個人票)	回収数(密封前)	同一家庭同一敷地	備考	配布時不在等チェック欄	オンライン郵送回答	回収時不在等チェック欄	世帯ID (4R以下7桁記入)
01	霧ヶ関 誠	3		2	1	2					○		ssr20001
02	銀座 由美子	4	6	4	1	4		① 複数世帯					ssr20002
03	中央 真由美	2						不在のため渡せずポストイング	下				ssr20003
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4				○			ssr20004
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3				○			ssr20005
06	世田谷 直樹	1			0	0		転出		レ			ssr20006
07	練馬 哲也	3		0	1	3							ssr20007
08	大手町 和彦	3	4	3	1	3		大手町 純一					ssr20008
09	杉並 豊	5	6	5	1	5		② 複数世帯					ssr20009

オンライン・郵送回答状況の記載内容と単位区別世帯名簿を突合して回収済み世帯を世帯名簿(12)の欄に記載

調査票上の地域コード					ログインID及びその地域コード (回収済み分のみ表示)			
都道府県	保健所名	調査区番号	単位区番号	世帯番号	都道府県・市区コード	地区コード	世帯番号	世帯ID
XX	保健所名	00002	00	1	ssr	20	1	4Rssr2001
XX	保健所名	00002	00	2				
XX	保健所名	00002	00	3				
XX	保健所名	00002	00	4	ssr	20	4	4Rssr2004
XX	保健所名	00002	00	5	ssr	20	5	4Rssr2005
XX	保健所名	00002	00	6				
XX	保健所名	00002	00	7				
XX	保健所名	00002	00	8				
XX	保健所名	00002	00	9				
XX	保健所名	00002	00	10				
XX	保健所名	00002	00	11				
XX	保健所名	00002	00	12				
XX	保健所名	00002	00	13				
XX	保健所名	00002	00	14				
XX	保健所名	00002	00	15				

②回収のための訪問は、オンライン回答・郵送回答を行っていない世帯に限定して行います。調査員の皆様が配布したとおりにログインIDが使用されますので、もし事前に決め

られたものとずれて配布すると、どの世帯がオンライン・郵送回答を行ったのか正確にはわからなくなります。その場合には、調査票を配布した世帯全てを訪問して回答の勧奨・調査票の回収を行います。

③回収した調査票および「単位別世帯名簿」は8月1日までに保健所に提出しなければなりません。また、訪問回収は、訪問する世帯の世帯員が不在の場合には回収できるまで、3回までは訪問していただくことになります。これらの点をふまえた日程管理を行います。

(2) 訪問による調査票回収

回収予定日に、オンライン・郵送回答を行ったことが確認された世帯以外について、再び調査対象世帯を訪ねて調査票を封入した「調査票提出用封筒」を回収してください。その際、以下の点に注意してください。

- ① 調査票が密封された「調査票提出用封筒」を、そのまま回収してください。回収の際に封筒が密封されていない場合、調査員が調査対象世帯の方の了解を得て、密封した上で回収してください。
- ② 調査票を回収できなかった世帯については、「単位別世帯名簿」の(13)の回収時不在等チェック欄に訪問回数に応じて正の字を書いてください。(次ページ<記入例5>参照)
- ③ お手数ですが、週末や夕方に訪問の曜日や時間を変えるなどして、3回は再度訪問していただき、できるだけ回収していただけるよう、ご協力をお願いいたします。不在世帯用の連絡メモと封筒を準備してありますので、訪問の趣旨を書き、郵便受けに入れるなどして、ご活用ください。
- ④ 調査票の回答内容を点検していただく必要はありません。

(3) 「単位別世帯名簿」への確認事項の記入(次ページ<記入例5>参照)

- ① 調査票を回収したら、「単位別世帯名簿」に調査票入り密封封筒の回収数を記入してください。
- ② 調査票の配布や回収ができなかった世帯については、(8)回収数(密封封筒)欄に「0」(ゼロ)と記入した上で、(10)備考欄に、「不在で渡せず」、「転出」、「回答不能」、「不在か空き家か不明」、「回答拒否」、「提出拒否」、等、具体的な理由をかならず記入してください(例:世帯番号18と20)。③最後に「単位別世帯名簿」の(8)回収数(密封封筒)の合計を確認し、実際に回収した調査票入り密封封筒の数と一致するか、点検してください。

<記入例5>

地区番号		0		0		0		2		単位区 番号		0		0		生活と支え合いに関する調査 単位区別世帯名簿				(1 枚のうち 1 枚目)			
(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯 員数 (人:含世 帯主)	(4) まかひない 付きの 家等	(5) 18歳以上 の世帯員 数(人:含 世帯主)	(6)(7)(8) 調査票 配布数 (世帯票) 配布数 (個人票) 回収数 (密封封 筒)			(9) 同一 家屋 同一 敷地	(10) 備 考	(11) 配布時 不在等 チェック 欄	(12) オンラ イン・郵 送回答	(13) 回収時 不在等 チェック 欄	(14) 世帯ID (4R以下7桁記入)										
01	霞ヶ関 誠	3		2	1	2					○		s	s	r	2	0	0	1				
02	銀座 由美子	4		4	1	4	1	①	複数世帯				s	s	r	2	0	0	2				
03	中央 真由美	2							不在のため渡せずポストイング	下			s	s	r	2	0	0	3				
04	市ヶ谷 浩	4		4	1	4					○		s	s	r	2	0	0	4				
05	市ヶ谷 修	3		3	1	3					○		s	s	r	2	0	0	5				
06	世田谷 直樹	1			0	0			転出	レ			s	s	r	2	0	0	6				
07	練馬 哲也	3		0	1	3	1						s	s	r	2	0	0	7				
08	大手町 和彦	3	4	3	1	3			大手町 純一	—			s	s	r	2	0	0	8				
09	杉並 豊	5		5	1	5	1	②	複数世帯				s	s	r	2	0	0	9				
18	新宿 久美子	3		3	1	3	0		提出拒否			上	s	s	r	2	0	1	8				
19	丸の内 一平	1	○	1	0				拒否	上			s	s	r	2	0	1	9				
20	日比谷 剛	1	○	1	1	1	0		不在で回収できず			下	s	s	r	2	0	2	10				
21	新橋 智子	1	○	1	1	1	1		転入				s	s	r	2	0	2	11				
22	銀座 幸子	2		1	1	1	1	①	02、複数世帯				s	s	r	2	0	2	12				
23	杉並 五郎	4		2	1	2	1	②	09、複数世帯				s	s	r	2	0	2	13				
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
合 計					23	49	19																

※ 説明の都合上、前ページの記入方法に示された点については赤字で示していますが、実際には黒ボールペンだけで作業を行います。

5. 調査終了後の作業

(1) 期限までの調査票等の保健所への提出

- ① 密封回収された「調査票」（密封封筒）、② 「単位区別世帯名簿」及び配布 ID リスト、③ 「地区要図」の写しの3点を、一括して保健所に提出してください。また、未使用の「世帯 ID 印刷済み封筒」や「提出用封筒」、「調査協力のお願い」、「謝礼品」等が残っていたら、それらも保健所に提出してください。

(2) 調査票等の送付（保健所→各自治体→国立社会保障・人口問題研究所）

密封回収された「調査票」（密封封筒）と「単位区別世帯名簿」は、各保健所からいったん各都道府県（または保健所を設置する市・特別区）に集められ、そこから国立社会保障・人口問題研究所宛てに8月中旬までに送付されます。

Ⅲ 調査内容上の注意点

この調査は原則として調査対象世帯の方が自分で記入する方法をとっていますが、調査対象世帯の方から質問があった場合は、以下の説明と記入例を参考にお答えください。それでも調査対象世帯の方に納得していただけなかった場合には、国立社会保障・人口問題研究所にご連絡ください。連絡先は、この手引きの最後のページに記載されています。

1. 回答の順番について

- ① 調査票（世帯票・個人票）は、問1から順番に回答してください。
- ② それぞれの質問で、矢印などで次の質問の指示がある場合は、指示された番号の質問に進み、回答を続けてください。
- ③ 矢印などで次の質問の指示がない場合は、次の番号の質問に進み、回答を続けてください。

2. 主な用語の定義

世帯：世帯とは、調査日（令和4（2022）年7月1日）において、住居と生計をともにしている人々の集まり、または独立して生計を営む単身者をいいます。ここでいう「生計」とは日常生活を営むための収入と支出をいいます。

たとえば、

- 住居と生計を共にしている家族……………1つの世帯
- 1つの住宅に、親夫婦・子夫婦の家族が住んでいる場合
親夫婦・子夫婦家族が生計を別にして……………それぞれ別世帯
親夫婦・子夫婦が生計を共にしている……………まとめて1つの世帯

- 2世帯居住用の住宅に、親夫婦・子夫婦がそれぞれ別に住んでいる場合
 ……………それぞれ別世帯
- アパート、一軒家にかかわらず、1人で住んでいる…………1人で1つの世帯
- アパートの1室に友人と一緒に住んでいる場合
 生計を別にしている…………1人ずつ別の世帯
 生計を共にしている…………まとめて1つの世帯
- 単身の住み込み従業員や家事手伝い
 雇い主と生計を別にしている…………雇い主とは別の世帯
 雇い主と生計を共にしている…………雇い主と同じ世帯
- 会社の独身寮や学生寮などの単身者
 1人で1室…………1人で1つの世帯
 1室に2人以上の場合
 生計を別にしている…………1人ずつ別の世帯
 生計を共にしている…………まとめて1つの世帯

世帯主：世帯側が世帯主として申告した方です。ただし、世帯主が、転勤・出張などで3か月以上不在の場合は、世帯の代表者を世帯主としてお答えください。

同居：同居とは、調査日（令和4（2022）年7月1日）において、世帯員の方が一緒に居住している状態をいいます。出稼ぎ、旅行、入院などで不在の方のうち、不在の期間が3か月未満の方は同居とみなします。住民登録の有無に関係なく、3か月以上にわたって不在の方は、同居しているとはみなしません。

3. 主な質問項目の注意点

「世帯票」

問2(1) 寮などでトイレが共用の場合は、「あてはまる」に○を付けてください。

問2(2) 寮などで浴室やシャワーが共用の場合は、「あてはまる」に○を付けてください。

問3 令和4（2022）年6月1日から6月30日までの支出について記入してください。

問6 (1)から(8)の各項目について、請求が発生していない場合は未払いに「該当しない」こととなります。

- ガスで電気を作っている場合→電気料金の未払いに「該当しない」
- オール電化の場合→ガス料金の未払いに「該当しない」
- すべての水にわき水を汲んできて使っている場合→水道料金の未払いに「該当しない」

- 電話代には、固定電話、携帯電話、スマートフォン、インターネット接続料（プロバイダー料金）を含みます。

問 8 この質問は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料の納付状況についてたずねるものです。

「市区町村の国民健康保険」は、主に、農業や自営業を営む人とその家族（75歳以上の人と民間企業などで働いていて健康保険などに加入している人を除きます）、75歳未満の年金受給者や、生活保護を受給していない無職の人が加入しています。

「後期高齢者医療制度」は、満75歳を迎えた高齢者はこれまでに加入していた国民健康保険から抜けて自動的に加入されます。

なお、後期高齢者医療制度は、75歳（寝たきり等の場合は65歳）以上の方が加入する独立した医療制度です。対象となる高齢者は個人単位で保険料を支払います。

問 9 この質問は、お子さんに関わる手当の受給状況についてたずねるものです。

- 「児童手当」は、中学校卒業までのお子さんを持つ世帯に支給されます。児童手当を受けるためには、市区町村への申請（公務員の方は勤務先への申請）が必要となります。
- 「児童扶養手当」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）お子さんを持つ母子家庭、または、父子家庭のうち所得が一定額に満たない世帯に対して支給されます。児童扶養手当を受けるためには、市区町村への申請が必要となります。
- 「特別児童扶養手当」は、20歳未満の障害を持つお子さんを持つ世帯のうち、所得が一定額に満たない世帯に対して支給されます。特別児童扶養手当を受けるためには、市区町村への申請が必要となります。
- 世帯主ご本人、またはご家族のお勤め先から支給される家族手当などは、ここでいう「児童手当」「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」には該当いたしません。

問 10(1) 貯蓄とは、①郵便局、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への預貯金、②生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ保険金（掛け捨て保険は除く）、③株式、株式投資信託、債券、公社債投資信託、金銭信託・貸付信託、NISA（小額投資非課税制度）の残高（額面）④その他の預貯金（財形貯蓄、社内預金等）の世帯員全員の合計額をいいます。

なお、自営業者世帯の場合は、事業用の貯蓄を含み、株式などの有価証券は、令和4（2022）年7月1日現在の時価に換算してください。

問 10(2) 借入額は、令和4（2022）年7月1日の額をご記入ください。

問 11(1) 各項目にあてはまる場合は「1」に○を付けてください。金銭的理由であてはまらない場合は「2」に○を、外出が困難または必要性がないなど、他の理由であてはまらない場合は「3」に○を付けてください。

問 11(2) 各耐久消費財について、持っている場合は「1」に○を付けてください。金銭的理由で持っていない場合は「2」に○を、必要でないなど他の理由で持っていない場合は「3」に○を付けてください。

問 11(3) 住居確保給付金とは、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々に、3～9ヶ月の間、家賃相当額が自治体から家主に支給される制度です。

問 12(3) この質問は、世帯主からみた世帯員（18歳未満）の障害者手帳の保有状態についてお聞きします。

- 身体障害者手帳は、身体障害のある人が各種の援護を受けるために交付される手帳です。
- 療育手帳は、知的障害のある人（子どもを含む）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳です。「愛の手帳」や「愛護手帳」など別の呼び名のものも含まれます。
- 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態に該当する人を対象として本人からの申請により交付されます。

問 13(7) この質問は世帯内に身の回りの世話が必要な方がいらっしゃる場合に、各世帯員の皆様がその人の手伝いをしているかをたずねるものです。身の回りの世話が必要な方がいらっしゃらない場合、「2 手伝っていない」に○をつけてください。

「個人票」

問 2 制限とは、病気、けがなどの身体的な状態、やる気がでないなどの精神的な状態、自分以外の人などに接することに苦痛を感じるなど社会的な状態において、良好に活動できない状態のことを指します。

問 4(2) 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関で、精神保健福祉法によって、各都道府県及び政令指定都市に設置することが定められています。心の健康相談から、精神医療に係わる相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、痴呆等の特定相談を含め精神保健福祉全般の相談が実施されています。

自殺防止の相談窓口は、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業の窓口を想定しています。

問7 この質問は、現在、公的年金給付を受給していない方にたずねるものです。「公的年金」とは以下の制度をいいます。

- 国民年金：20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生などが加入しています（第1号被保険者といいます）。民間企業などで働いている人（厚生年金に加入している人）に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者（夫や妻）は、「第3号被保険者」として国民年金に加入しています。
- 厚生年金：主として民間企業で働いている方、国や地方の公務員、私立学校の教職員、農林漁業団体（農協、漁協など）の職員が、「第2号被保険者」として加入しています。

この質問を回答しなくてもよい人は、下記の年金を受給している人です。

- ・ 国民年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）
- ・ 厚生年金（老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金）
- ・ 共済年金（退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金）
- ・ 労災保険の年金給付（障害年金、遺族年金）

問8 子どもの介護とは、国の要介護認定や要支援認定を受けている場合に準じて、子どもの病気や骨折、精神上的障害により、2週間以上に渡って生活の手助けや世話をすることを想定しています。

問9(1) ここでは、将来（高齢期に）寝たきりになった場合にどこで介護を受けたいかの希望をお聞きしています。特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、および、グループホームでの介護を希望される場合には「1 介護保険の施設」を選んでください。有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅など上記以外の高齢者用住宅での介護を希望する場合には「2 有料老人ホームなど的高齢者専用住宅」を選んでください。

問10 選択肢2及び3

身体障害者手帳は、身体障害のある人が各種の援護を受けるために交付される手帳です。

問10 選択肢4及び5

「療育手帳重度」には、「愛の手帳」や「愛護手帳」など別の呼び名のものも含まれます。知的障害のある人（子どもを含む）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳です。等級にはほかに、丸で囲まれたA、A-2a、A-2b、1度(A)・2度(A)・3度(A)などが含まれます。

問10 選択肢6及び7

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態に該当する人を対象として本人からの申請により交付されます。

問 11 「休業、休職」とは、仕事はやめていませんが（雇用関係は継続）、病気や育児・介護などで仕事はしていない状態のことをいいます。

問 13 及び問 14 「仕事の内容」については、「調査票記入例（個人票）」の別表 1 を参照してください。なお、「勤めの方」とは、問 13(2)および 14(2)のうち、「1 会社・団体の役員」、「2 一般常雇者（契約期間が 1 年以上または雇用期間に定めがない者）」、「3 1 月以上 1 年未満の契約の雇用者」、「4 日々又は 1 月未満の契約の雇用者」を指します。

問 13 及び問 14 (3)の選択肢 6 就労継続支援 A 型では事業主と労働者は雇用契約を結び最低賃金法等の労働法規の適用がされます。就労継続支援 B 型では雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練をおこないます。

問 15 この質問では、最初にお仕事に就いたときのあなたの「暮らし向き」と「生活費用の担い手」について、記憶をもとに回答してください。生活保護を受けていた場合や入所施設で生活していた場合は、「公的支援」を選んでください。

問 16 (3) ここでの「世帯主」とは、「あなた」が居住と生計をともにする社会生活上の単位である世帯における、住民票上（確定申告書類上）の世帯主を指します。

問 16 (4) あなたの親御さんが再婚したことで一緒に暮らすようになった兄弟姉妹も、「居住と生計をともにする」のであれば、含まれます。

問 17 付問 3 離別や死別を複数回経験している方は、最後の離別や死別について回答してください。

問 18 この質問では、現在と 15 歳の頃のあなたの「暮らし向き」と「生活費用の担い手」について、回答してください。生活保護を受けていた場合や入所施設で生活していた場合は、「公的支援」を選んでください。

問 19 「最後に通った（通っている）学校」については、「調査票記入例（個人票）」の別表 2 を参照してください。

問 20 付問 2 及び付問 3 親と別世帯で暮らしたときのあなたの「暮らし向き」と「生活費用の担い手」について、回答してください。生活保護を受けていた場合や入所施設で生活していた場合は、「公的支援」を選んでください。

問 21 ここでは、昨年 1 年間に得たあらゆる収入から、所得税、住民税、社会保険料を引いた金額をお答えください。

「収入」には、次のものを含みます。

- ・ 給与所得
- ・ 事業者所得・農業所得
- ・ 内職、アルバイトなどからの所得
- ・ 公的年金（問7を参照してください）、恩給など
- ・ 企業年金、個人年金
- ・ 親、子、その他からの仕送りや贈与
- ・ 児童手当、生活保護、失業給付などの社会保障給付
- ・ 利息、配当、家賃収入、地代収入など

なお退職一時金、相続財産、賞金など一時的な所得は含みません。

「社会保険料」には、次のものを含みます。

- ・ 国民年金、厚生年金などの公的年金の保険料
- ・ 国民健康保険、職場で加入する健康保険などの保険料
- ・ 雇用保険の保険料
- ・ 介護保険の保険料

なお生命保険会社などが提供する年金保険や医療保険の保険料は含みません。

計算については以下を参考にしてください。

○確定申告書（控）がある方

- ・ 「収入金額等」のそれぞれの欄の金額の合計額（一時所得、総合譲渡所得を除く）から、事業などにかかる必要経費、「所得税額」欄の額、「社会保険料控除額」欄の額、住民税額を引いた額

※ 住民税額はお住まいの自治体からの通知書等を参考にしてください。

○確定申告書（控）がない方で、給与所得のみの方

- ・ 源泉徴収票がある場合：

「支払金額」欄の額から、「源泉徴収税額」欄の額と「社会保険料等の金額」欄の額を引いた額

※ 源泉徴収（天引き）以外で住民税を支払っている方はその金額も引いてください。金額はお住まいの自治体からの通知書等を参考にしてください。

- ・ 源泉徴収票がない場合：

昨年1年間の手取り収入の総額（給与明細などを参照してください）

※ 源泉徴収（天引き）以外で住民税を支払っている方はその金額も引いてください。金額はお住まいの自治体からの通知書等を参考にしてください。

○確定申告書（控）がない方で、年金収入のみの方

昨年1年間の年金振込通知書などの「控除後振込額」欄の額

※ 源泉徴収（天引き）以外で住民税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）を支払っている方は、それらの金額も引いてください。金額はそれぞれの通知書等を参考にしてください。

○上記以外の方

昨年1年間の収入の総額から、事業などにかかる必要経費、所得税額、住民税額、社会保険料を引いた額

問 24(2) 選択肢 4 SNS とは、ソーシャルネットワーキングサービスを指し、代表的なものに LINE、Facebook、Twitter 等があります。

問 24(2) 選択肢 5 オンライン会議とは、インターネットを通して映像や音声、ファイルなどのやり取りを行う会議システムのことを指します。

問 29 ここでは、誰に助けて欲しいかという希望ではなく、(1)～(9)が必要になったときに、実際に頼れる人を回答してください。

○ 「民生委員・福祉・介護の人」には、民生委員、保健師、ケースワーカー、ヘルパー、ケアマネジャー、保育士などが含まれます。

問 30 以下の質問において、亡くなったお子さんは、「子ども」に含めないでお答え下さい。配偶者の連れ子は、「子ども」に含めてお答えください。

問 31 「同居」については、「2. 主な用語の定義」を参照してください。

問 33 選択肢 1 ここでのいう「保育所(園)・幼稚園」には、認定こども園も含まれます。

問 33 選択肢 4 短時間勤務制度とは、3歳に満たない子どもを養育する労働者を対象に、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものです。「原則として6時間」とは、所定労働時間の短縮措置は、1日の所定労働時間を6時間とすることを原則としつつ、通常所定労働時間が7時間45分である事業所において短縮後の所定労働時間を5時間45分とする場合などを勘案し、短縮後の所定労働時間について、1日5時間45分から6時間までを許容する趣旨です。なお、1日の所定労働時間を6時間とする措置を設けた上で、その他、例えば1日の労働時間を7時間とする措置や、隔日勤務等の所定労働日数を短縮する措置など所定労働時間を短縮する措置を、あわせて設けることも可能であり、労働者の選択肢を増やす望ましいものといえます。

別表1 職業分類と分類される職業の例（平成21年日本標準職業分類による）

職業分類（本調査）	含まれている職業の例
1 管理職	会社社長、会社取締役、法人役員、組合役員、工場経営、ホテル経営、支店長、工場長、会社部長・課長、地方公共団体の局長・部長・課長
2 専門職・技術職	システム・エンジニア、プログラマー、電気機械設計技術者、食品化学技術者、建築士、土木技師、デザイナー、カメラマン、美術家、舞台芸術家、音楽家、著述家、新聞記者、法務従事者、公認会計士、税理士、インストラクター、教員、保育士、医師、看護師、栄養士、マッサージ師、宗教家、無線通信士
3 事務職	受付・案内事務員、テレフォンアポインター、経理事務員、銀行窓口事務員、パソコンオペレーター、キーパンチャー、検針員、集金人、駅務員
4 販売職	小売店主、卸売店主、飲食店主、スーパーマーケット店長、販売店員、行商人、コンビニ店員、スーパーレジ係、商品バイヤー、銀行外務員、金融ブローカー、保険セールス、不動産仲介人、商品販売外交員、ガソリン給油
5 サービス職	調理師、旅行添乗員、レンタルビデオ店員、バーテンダー、広告宣伝員、映画入場券販売員、ウエイトレス、ホテル支配人、家政婦、理容師、マンション管理人、クリーニング工、美容師、エステティシャン、介護福祉士
6 保安職	警察官、ガードマン、守衛、消防士、監視員、自衛官
7 農林漁業	稲作農耕、育林指導、漁師、乳牛飼育、集材作業、魚ろう船船長、漁師、くだもの栽培、植木職、水産養殖、花栽培、造園師、昆虫採取、練炭作業者
8 生産工程職	機械・製品の組み立て、電子部品の検査、製鋼工、印刷工、自動車整備、パン・菓子の製造、紳士服仕立、革靴修理、塗装工、製図工
9 輸送・機械運転職	タクシードライバー、電車運転士、船長、バスガイド、操車係、水先人、鉄道車掌、船舶機関士、フォークリフト運転手、航空機操縦士、船頭、甲板員
10 建設・採掘職	採掘作業、大工、配管工、舗装工、建設作業、土木作業、とび職、鉄道保線
11 運搬・清掃・包装等	郵便配達員、運搬作業員、宅配便配達員、新聞配達員、ビル・建物清掃員、倉庫作業、梱包作業、包装（ラッピング）作業、機械掃除、引越作業員

別表2 学校等の区分

学校の区分	含まれている学校の例
1 小・中学校	小学校、国民学校初等科、尋常小学校、 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部 新制中学、通信講習所普通科、国民学校高等科、高等小学校、 青年学校普通科・本科、実業補習学校、 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
2 高校	新制高校、旧制の中学校、高等女学校、 実業学校及びそれらの補習科・専攻科、 師範学校（予科・一部・二部）、 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）、 通信講習所高等科、陸軍幼年学校、海軍甲種・乙種予科練、 旧看護学校、旧保母養成所、准看護師養成所、 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部
3 高専	高等専門学校（新制）、旧制の高等学校、
4 短期大学	短期大学、
5 大学、大学院	大学、大学院、航空大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、 海上保安大学校本科、水産大学校、気象大学校大学部、 国立工業教員養成所
6 その他	各種の専修学校・専門学校（新制高卒が入学資格の2年以上の課程） 看護師養成所

上記以外のもので分類がむずかしいものは、欄外に記入していただいて結構です。国立社会保障・人口問題研究所で判断します。

別表3 年号早見表

この表は年号と西暦の対応表となります。満年齢の欄は、年号・西暦の欄に示された年に生まれた方の今年の誕生日を迎えたときの年齢を示しています。

年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢	年号	西暦	満年齢
明治44年	1911	111	13	1938	84	42	1967	55	7	1995	27
45	1912	110	14	1939	83	43	1968	54	8	1996	26
大正元年	1912	110	15	1940	82	44	1969	53	9	1997	25
2	1913	109	16	1941	81	45	1970	52	10	1998	24
3	1914	108	17	1942	80	46	1971	51	11	1999	23
4	1915	107	18	1943	79	47	1972	50	12	2000	22
5	1916	106	19	1944	78	48	1973	49	13	2001	21
6	1917	105	20	1945	77	49	1974	48	14	2002	20
7	1918	104	21	1946	76	50	1975	47	15	2003	19
8	1919	103	22	1947	75	51	1976	46	16	2004	18
9	1920	102	23	1948	74	52	1977	45	17	2005	17
10	1921	101	24	1949	73	53	1978	44	18	2006	16
11	1922	100	25	1950	72	54	1979	43	19	2007	15
12	1923	99	26	1951	71	55	1980	42	20	2008	14
13	1924	98	27	1952	70	56	1981	41	21	2009	13
14	1925	97	28	1953	69	57	1982	40	22	2010	12
15	1926	96	29	1954	68	58	1983	39	23	2011	11
昭和元年	1926	96	30	1955	67	59	1984	38	24	2012	10
2	1927	95	31	1956	66	60	1985	37	25	2013	9
3	1928	94	32	1957	65	61	1986	36	26	2014	8
4	1929	93	33	1958	64	62	1987	35	27	2015	7
5	1930	92	34	1959	63	63	1988	34	28	2016	6
6	1931	91	35	1960	62	64	1989	33	29	2017	5
7	1932	90	36	1961	61	平成元年	1989	33	30	2018	4
8	1933	89	37	1962	60	2	1990	32	31	2019	3
9	1934	88	38	1963	59	3	1991	31	令和元年	2019	3
10	1935	87	39	1964	58	4	1992	30	2	2020	2
11	1936	86	40	1965	57	5	1993	29	3	2021	1
12	1937	85	41	1966	56	6	1994	28	4	2022	0

参考 1 生活と支え合いに関する調査 質疑応答集

I 調査の方法、調査の対象、調査結果の活用・保護

1. 生活と支え合いに関する調査とはどのような調査なのか。

生活と支え合いに関する調査は、人々がどのように日々の暮らしを送っているのか、親や子、地域の人々とのどのようにつながり、それがどのように生活を支えているのか、それに対して社会保障制度はどのように役だっているのかを正確に把握することで将来の国や地方の行政にとって大変貴重な資料を得ることを目的としています。

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査に指定されており、国立社会保障・人口問題研究所が 2007 年から実施しています。今回調査は第 4 回目の調査になります。

調査対象は無作為に抽出しており、今回調査では、全国約 5 千万世帯のうち、約 1 万 5 千世帯を対象に調査を行います。

2. 生活と支え合いに関する調査はどのように行われるのか。

生活と支え合いに関する調査は、国立社会保障・人口問題研究所が基本的な計画を立案し、厚生労働省が行う国民生活基礎調査の後続調査として行われます。都道府県、保健所を通じて実施されます。各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。新型コロナウイルス感染症対策として、調査員と調査対象世帯の方の接触機会を減らすため、ご不在の世帯には調査票等の書類を郵便受け等にポストイング（投函）いたします。また、調査票の回収は調査員による訪問回収の他に、郵送による回収、オンライン調査システムを介した電子調査票への回答の 3 通りあり、回答方法を選ぶことができます。

3. どうして私が選ばれたのか。（調査対象はどのように選ばれるのか。）

2022（令和 4）年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に 300 調査区を選定し、各地区内に居住している世帯の方に回答をお願いしています。

生活と支え合いに関する調査では、世帯主と世帯内の 18 歳以上の世帯員の方全員に回答をお願いしています。

4. 標本調査とはどのようなものか。

統計調査には、全数調査と標本調査があります。全数調査はすべての世帯を調査する方法で、その代表的なものが国勢調査です。一方、標本調査はすべての世帯ではなく一部の世帯を調査して、それにより得られたデータから全体を推計するという調査方法で、生活と支え合いに関する調査はこの方法により行われています。

全数調査を全国規模で行うためには、非常に多くの経費や労力が必要となります。これに対し、標本調査を適切に行えば、あまり経費、労力、時間をかけないで、全体について信頼できる結果を得ることができます。

その際、調査世帯がすべての世帯の「縮図」となる必要があります。このための方法として、いわゆる無作為抽出（ランダムサンプリング）という方法があり、生活と支え合いに関する調査

でも用いられています。

これは、調査世帯を選ぶときに、調査実施者側の一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的な方法で決めていくものです。この方法によって世帯を決めると、全体として偏りがなく、よい「縮図」が得られますから、その結果に基づいて全体を推計すると、信頼できる結果を得ることができます。

仮に、調査に応じてもらえそうな世帯だけを選ぶとか、ある特徴を持った世帯だけを選んだような場合には、偏った「縮図」を得ることになり、これに基づいて全体を推計すると、偏った結果となり正しい推計(全体像の把握)ができず、せつかくの調査が無駄となるおそれがあります。

このように、標本調査では調査世帯の抽出が適切な方法で行われるかどうかということが結果の信頼性を大きく左右します。生活と支え合いに関する調査が採用している無作為抽出という方法は、信頼性の極めて高い抽出方法です。

5. 社会保障・人口問題基本調査の調査区が毎年当たる保健所と、数年間も当たらない保健所が出てくることはどうしてか。

調査区や単位区の抽出は、層化無作為抽出法により行っていることから、ご質問いただいたようなケースが生じる場合があります。意図的に調査区や単位区を調整しますと“無作為性”が保証されなくなり、その結果、確率論を採用して誤差管理(誤差計算)を行うことができず、得られた調査結果(推計値)の信頼性の評価が不可能となってしまいます。なにかとご苦勞をおかけしますが、ご理解を得たいと考えています。

6. 統計調査は、どんな法律に基づいて実施されているのか。

国が行う統計調査は、統計法に基づいて実施されます。一般に、国が行う統計調査は統計法に基づく基幹統計調査と一般統計調査の2種類に分けられますが、生活と支え合いに関する調査は一般統計調査に指定されています。調査の計画、結果の公表などについては、総務大臣の承認を得ることになっています。

7. 住民基本台帳の情報や税情報があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報は課税情報しかありません。

なによりも、厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会保険料の内訳などを基に、個人単位だけではなく、世帯単位の状況を分析することが求められており、その他の情報から内容を得ることができません。

厚生労働省の業務は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、国民生活の現状を正確に把握する必要があるため、住民登録等とは関係なく、生活と支え合いに関する調査を行う必要があります。

このようなことから、この調査をお願いしています。

8. 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

生活と支え合いに関する調査は、家族の基礎的事項を総合的に把握し、調査結果は子どもの貧困対策、孤独・孤立対策をはじめとする福祉対策、医療保険・高齢者対策、児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握すること

ができないため、本調査を行う必要があります。

9. 新型コロナウイルス感染症が終息していないのに、なぜ調査を行うのか。

国や地方公共団体における各種行政施策は、現状の正確な把握と、それによる精密な将来の展望に立って行われる必要があります。実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。そのため、緊急事態宣言下であっても、全国の統計を正確にとる必要があります。一部地域だけで調査を行うなどして不正確な統計になると、基礎資料として役立たないものになってしまいます。

今回調査では、従来の調査員による調査票等の配布・回収の他に、郵送による記入済み調査票の提出やオンライン調査システムを用いた電子調査票への回答（オンライン回答）も新たに導入し、十分な感染症対策を講じたうえで調査を行います。

10. 調査票には多くの質問があるが、これらの調査事項はどのように決められたのか。

生活と支え合いに関する調査の質問項目については、国立社会保障・人口問題研究所の研究者が、これまでの調査の結果と、最近の家族・労働・子育て・長寿・地域生活などをめぐる社会情勢、将来に予測される社会課題などを考えて決定します。その際、厚生労働省内の諸施策の企画立案を担当する各部局などから調査事項に関する要望も集めています。

それらを整理し、調査事項として意義の大きいもの、世帯から報告の得られるものを選び、この調査票にあるような調査事項が決められます。また、調査事項や調査計画については、総務省統計局において最終的な確認が行われ、その結果が反映されます。

11. 調査の結果は行政に利用されているのか。

生活と支え合いに関する調査の2017年調査結果は、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月）、厚生労働省『令和2年版厚生労働白書』や内閣府の会議資料（第2回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議配布資料）として活用されています。

上記以外でもこの調査が重要とされるのは、家族や世帯の現状を正確につかむための基礎情報としてはもちろん、福祉対策、医療保険、高齢者対策、児童対策などの厚生労働行政施策に欠くことのできない統計資料が作られ、利用されているからです。

もし、調査の対象となったすべての人について正しく調査が行われないと、実態とは異なった結果が集計され、これが政治や行政に利用されることになり、皆さまに必要な政策が実施されなくなってしまう可能性があります。適切な行政施策の実現のためにも、調査へのご協力をお願いいたします。

12. 記入済み調査票は、本当に課税などの資料として利用されることはないのか。

記入済み調査票が課税などの資料として利用されることは決してありません。国や地方自治体が統計法に基づいて行う調査では、個人や世帯の秘密は完全に守られます。統計資料は、個人が特定されるような集計・公表はしていません。記入済み調査票を課税などの統計以外の目的に使うことも法律で禁じられています。生活と支え合いに関する調査の記入済み調査票を税務署や税務担当の部門が見ることはありませんし、そういう部門の人が調査員となることも禁じられています。

調査結果が発表されるまでの間、記入済み調査票は厳重に管理されます。また、調査結果が公表されると、一定期間後に複数の国立社会保障・人口問題研究所職員が立ち会って記入済み調査

票を焼却又は溶解の方法で処分します。なお、電子化されたデータについては、厳重な管理の下、国立社会保障・人口問題研究所内のデータ保管庫に永年保存されますが、調査世帯の所在地や名前はありませぬから、それだけでは、どれが誰のデータか全くわかりませぬ。

正しい統計を作るためには、調査の回答者が安心してありのままを答えることができるように、秘密の保護について人々から信頼を得なければなりません。厚生労働省では、調査対象となった世帯や個人の秘密を守るために、以上のような万全の対策をとっています。

13. 調査の結果は、いつ頃どこでわかるのか。

2023年夏頃に、「調査結果の概要」を公表する予定です。この概要の全文は、e-Stat（政府統計の総合窓口；[政府統計の総合窓口 \(e-stat.go.jp\)](http://www.e-stat.go.jp)) や国立社会保障・人口問題研究所のホームページに掲載されます。全ての集計表やそれらを含む報告書は、2023年度中に同様に web 上で公表される予定です。

II 調査事務

14. 今回（2022年）の生活と支え合いに関する調査は、なぜ全国家庭動向調査と同時期に実施することになったのか。

国立社会保障・人口問題研究所では、生活と支え合いに関する調査の他に4つの実地調査（出生動向基本調査・全国家庭動向調査・人口移動調査・世帯動態調査）を実施しております。これら5調査は、各年度1調査を実施しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020（令和2）年に実施予定であった出生動向基本調査が2021（令和3）年6月に延期実施されました。これらの実施調査の結果をもとに作成される厚生行政に関する資料の公表時期等を検討した結果、今年度は生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査を同時期に実施することになりました。二調査の同時期実施は今年度に限る特例措置であり、2023年度以降は従来通り1調査のみの実施となる予定です。

15. 生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査を同時期に実施する保健所とそうでない保健所があるのはなぜなのか。

全国家庭動向調査と生活と支え合いに関する調査は、いずれも2022（令和4）年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に300調査区を選定し、各地区内に居住している世帯の方に回答をお願いしています。調査対象世帯の回答負担軽減の観点から、これら二調査では調査区が重複しないように抽出手続きがなされています。しかし、保健所によっては所管する地区がこれらの二調査の調査区として抽出される場合があります。二調査同時実施に該当する保健所には例年以上にご苦勞をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

16. 国民生活基礎調査の調査員と生活と支え合いに関する調査や全国家庭動向調査の調査員は、必ず別人としなければならないのか。それとも、同一人でもかまわないのか。

必ず別人でなければならないとは決めておりませぬので同一人でもかまいません。

17. 自動車で調査員活動を行ってもよいか。また、その場合の補償はどうなるのか。

厚生労働省や国立社会保障・人口問題研究所では統計調査を安全に行っていただく観点から、自動車による調査員活動は想定していません。このため、厚生労働統計協会の損害賠償保障事業においても、自動車等の車両の使用等によって生じた賠償責任は、当該事業の補償対象外としています。

調査対象地域が広範囲にわたるなど、調査員が自動車を使用せざるを得ない場合にあつて第三者に対する加害事故を起こした際においても、調査員自らの責任で事故処理に対応していただくこととなりますので、任意保険に加入するとともに、安全運転・安全点検を励行するよう十分な周知徹底を図って頂くようお願いいたします。

18. 調査対象世帯に調査票やオンライン調査のログイン ID を 6 月 15 日までに必ず配り終えることは必要か。

世帯が調査票を記入する十分な時間を確保できるように、6月20日までに配布を完了していただければ大丈夫です。しかしながら、今回の調査では、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン回答・郵送回答を、調査員による記入済み調査票の訪問回収に先行する形で導入しています。オンライン回答・郵送回答にて回答する期間を十分とることにより、調査対象世帯がこれらの方法で回答する可能性が高くなり、調査員の負担が軽減されると考えられます。それゆえ当初の期日である6月15日までに必ず配り終えることが望ましいと考えております。

19. 調査対象世帯への記入済み調査票の回収を、7月11日より前倒すことは問題か。

次の項でも説明する『調査対象世帯の回答状況調査対象世帯の回答状況』は7月1日を過ぎましたら各自自治体・保健所に提供することが可能です。それをふまえて調査世帯のオンライン回答・郵送回答の状況が十分に反映されている、回収に向かう調査員の負担が過重にならない、と保健所担当者の方が判断可能であれば前倒して調査員回収を開始していただくことも可能です。

20. 7月8日以降に配布（連絡）される『調査対象世帯の回答状況』とは、どのようなものか。

生活と支え合いに関する調査では、調査票回収のために訪問する世帯は、7月1日（金）時点で郵送による提出（郵送提出）またはオンライン調査システムでの回答（オンライン回答）が確認されなかった世帯となります。『調査対象世帯の回収状況』は、国立社会保障・人口問題研究所が各調査区の対象世帯の7月1日（金）時点の郵送提出・オンライン回答の回答状況をリスト化したものです。調査員は、保健所から受領した『調査対象世帯の回収状況』をもとに、調査票回収の対象となる世帯を確認することになります。

21. 記入済み調査票の調査員による回収は7月25日を超えて実施しても良いか。

7月25日より前に調査員の方が記入済み調査票の回収に着手しているのであれば7月25日をこえて実施を継続することは問題ありません。ただし、それ以後の保健所や自治体本庁での事務手続きを勘案しますと、調査員の方には7月25日までに記入済み調査票の回収を完了することが必要と考えています。

22. 生活と支え合いに関する調査と全国家庭動向調査で回収された調査票提出用封筒を同時に発送してもよいか。

二調査の送付票と調査票提出用封筒を同時に国立社会保障・人口問題研究所に発送していただくのは問題ありません。ただし、調査関係書類が混在することを避けるために、各調査で梱包は

別々にしていただくようお願いいたします。

23. 世帯員が入院した場合は、どう取り扱うのか。

調査の対象となります。ただし、住民登録の場所を病院に移した場合は調査しません。

24. 社会福祉施設入所者は対象外とされているが、調査日現在、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者として特別養護老人ホームに入っている者がいる。この場合はどうなるのか。

利用期間が終了しだい自宅に帰ってくる人であるため、調査対象世帯の世帯員として調査します。

25. 災害に伴い避難している人は、調査の対象とするのか。

災害に伴い避難している人は、避難先で調査対象とします。

また、世帯内で一部の世帯員が避難している場合、避難している人は別の世帯とみなし、避難元では調査対象としません。ただし、避難先が調査単位区の場合には、避難先で調査対象とします。

26. 以下の場合「配布のために訪問できた」と判断してよいか。

- ① 世帯の子どもが対応した場合
- ② インターホン越しに対応した場合

「配布のために訪問できた」とは、調査員が対象世帯に調査の趣旨を説明し、理解していただいた状況をいいます。よって、子どもが対応した場合や、直接面接できずインターホン越しに対応された場合などであっても、「調査の趣旨が伝わった」と認識できたことをもって、「配布のために訪問できた」ともとめます。

27. 調査票等のポスティングに切替える際、個人票を何部ずつ配布したらよいか。

個人票は、「単位区別世帯名簿」の「(5)18歳以上の世帯員数」に記載がある場合はその人数分、「(5)18歳以上の世帯員数」が不明の場合は3部配布します。なお、配布後、世帯の方から調査票が不足しているとの連絡があった場合は、追加配布を行います。

28. 言葉（日本語）でのコミュニケーションが難しい調査対象者にも調査票記入を依頼するのか。

言葉が聴こえづらそうな方には、調査票等を示しながら、筆談が可能であれば試みてください。同居する世帯員の中でコミュニケーションが相対的に容易な方がいらしたら、その人を通じて調査依頼をしていただいてもかまいません。

他国語が母語の場合などで日本語の理解が難しい方についても同様にして依頼を行ってください。世帯で同居するすべての方とコミュニケーションが難しい場合には、その旨を「単位区別世帯名簿」に記載し、調査不能世帯としてください。

29. 調査票の視認、調査票の記入が難しい調査対象者にも調査票記入を依頼するのか。

病気、障害、介護を必要としているなどの場合に、家族や介護者による記入の支援や代理回答を認めていることも説明して依頼してください。

30. 調査対象世帯を訪問したら、世帯の人がマスクをせずに対面で応答してくる。

マスクを着用するようにお願いし、その上で調査の依頼を行ってください。インターフォン越しに必要な調査票数について伺った上で、ポスティングすることでも大丈夫です。いずれの方法も難しいようでしたら「単位区別世帯名簿」にその旨を記載し、調査不能世帯としてください。

Ⅲ 調査票の記入についての問い合わせに対して（調査対象者からの質問への回答例）

31. 忙しい（面倒な）ので、調査票を書いている暇はない。

お忙しいところおそれいます。調査票への記入方法は該当する番号に○をつけて頂くものが多く、見かけよりも簡単で時間もそれほどかかりませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

32. 全ての質問に回答しないといけないのか。

生活と支え合いに関する調査は無作為抽出（ランダムサンプリング）という方法によって調査対象世帯を選んでいます。調査対象に選ばれた方おひとりの回答は、何百人もの人々の代表となります。この重要性をご理解いただき、答えにくい質問もあるかと思いますが、ぜひご回答いただけますようお願いいたします。どうしても特定の質問に回答したくない場合は、その質問は回答せず、他の回答できる質問に回答してご提出ください。

33. プライバシーに関わる調査項目が多いため、回答したくない。

ご回答いただいた調査票は、回収封筒に回答者ご自身で密封していただきます。封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。

さらに、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に焼却・溶解するなど、個人情報保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事（指定都市・中核市長等）から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられています。（統計法第 41 条）これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が科せられます。（統計法第 57 条）

皆様の生活の実態をより正確に把握し、行政に反映させて頂くため、ご協力をお願いいたします。

34. 他の人に調査票の内容を知られることはないか。

ご回答いただいた調査票は、回収封筒に回答者ご自身で密封していただきます。封筒は国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。

さらに、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、

集計が完了した後は完全に焼却・溶解するなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事（指定都市・中核市長等）から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと）が課せられています。（統計法第 41 条）これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が科せられます。（統計法第 57 条）

皆様の生活の実態をより正確に把握し、行政に反映させて頂くため、ご協力をお願いいたします。

35. 調査票や封筒に世帯番号や QR コードが印字されているが、これらの情報で回答した人や調査票の回答内容が知られてしまうのではないか。

印字（記入）されている世帯番号やバーコードは、調査期間中にどの世帯が回答を完了しているのかを調査関係者が把握するためのものです。調査員はこれらの番号や情報と紐づけられた「単位区別世帯名簿」を所持し、未回答の世帯を訪問します。ただし、対象者の方に記入済みの調査票を調査票提出用封筒に封入していただきますので、調査員は調査票の回答内容を知ることはできません。

調査員が回収した調査票が入った封筒は、封入されたまま国立社会保障・人口問題研究所に郵送されますので、国立社会保障・人口問題研究所は誰が回答したのかを知ることはありません。

さらに、得られた回答内容は全て統計情報として数値化され、統計データ上では世帯番号やバーコードの情報からどなたが回答したものなのか把握できないように処理されます。このように、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

36. 調査を拒否したい。

この調査は、統計理論に基づいて対象者に選ばれた皆様に回答していただくことによって、家族の機能や構造について、日本全国の状況が正しく推計できるように設計されています。本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様のお考えを正しく結果に反映するために、是非とも、ご協力をお願いいたします。

もし、回答しにくい設問があるために拒否したいということでしたら、回答できるところだけ記入してご提出いただけないでしょうか。

37. 調査書類を受け取ったが調査を拒否したい。

お宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等を返してください。もう接触したくない場合には、今後訪問することのないように調整しますので、保健所の職員やコールセンターの職員に調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伝えください。

38. 郵便受けに調査書類が入っていたが調査を拒否したい。

お宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等を返してください。接触したくない場合には、今後訪問することのないように調整しますので、保健所の職員やコールセンターの職員に調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伝えください。

39. 世帯票と個人票はそれぞれ誰が回答すればよいか。

世帯票はその世帯の世帯主の方が回答し、個人票はその世帯の18歳以上の方ご本人に回答をお願いします。18歳以上の世帯主の方は、世帯票と個人票の両方に回答してください。

40. 調査対象となる世帯員が長期入院で調査票に記入できる状況ではない。この場合、調査に協力しなくてもよいか。

長期入院の方以外にも、要介護の方や障害により回答できない18歳以上の調査対象者については代理で個人票に回答することもご検討ください。世帯主の方は世帯票についても回答してください。代理で個人票に回答する場合には個人票の最初のページにチェックを入れる箇所がありますのでチェックをお願いします。

41. オンライン回答、郵送回答、調査員回収のどれを選んで回答すればよいか。

スマートフォンやタブレット、パソコンでインターネットを日常から利用されている方はオンライン回答を選択していただくことが便利と思われれます。インターネットをあまり利用されない方のうち、調査票について悩むところが無く記入はできるが、お忙しいため調査員の回収は避けたい方は郵送回答が便利かと思えます。調査員に質問がある方や郵送回答がよくわからない方は調査員が回収におうかがいするのをお待ちください。

いずれの回答方法でも一度回答していただければ他の方法で回答していただく必要はございません。

42. オンライン調査システムで回答しようとしたが、ログインできない。

お手数をおかけいたします。調査対象者IDとパスワードは全て半角で入力されているかをご確認ください。

政府統計オンライン調査総合窓口のトップページの右上にある「よくあるご質問」をクリックし、「2. ログインに関する質問」をご覧ください。それでもわからない場合はコールセンターにお電話をお願いします。

43. 質問の中で、回答の仕方がよくわからないところがあります。

調査票の受け渡しにうかがった調査員におたずねになるか、「生活と支え合いに関する調査」コールセンターへお問い合わせください。お手数ですが、よろしく願いいたします。

44. いつのことを答えればよいか。

各設問に質問内容についての具体的な指示がある場合を除いて、2022年(令和4年)7月1日現在の事実を記入してください。

45. 紙の調査票に回答記入が終わったらどうすればよいか。

紙の調査票に回答を記入していただいた場合は、調査票と一緒に渡された提出用封筒に世帯票と世帯員全員分の個人票を入れ、ご自身で封入し密封してください。提出用封筒はそのままポストに入れていただいても大丈夫です。郵送が面倒な場合には回収にうかがった調査員へお渡しください。

46. 調査員と約束した訪問回収予定日を変更したい。

コールセンターを通じて保健所の職員から担当調査員に訪問回収予定日の変更を連絡いたします。お手数ですが、コールセンターにご連絡いただき、訪問回収予定日の変更をしたい旨と調査票や封筒に記載されている「地区番号」（5桁）・「単位区番号」（2桁）・「世帯番号」（2桁）をお知らせください。

47. 調査票の提出を調査員の訪問回収ではなく、郵送に変更したい。

記入済み調査票を入れて密封した提出用封筒をそのまま郵便ポストに入れてください。保健所の職員から担当調査員にその旨を連絡いたします。調査員が回収のために訪問した場合は、すでに郵送回答したとお答えください。

生活と支え合いに関する調査へのご協力、
どうもありがとうございました。

調査に関する質問の連絡先

厚生労働省
国立社会保障・人口問題研究所
生活と支え合いに関する調査
コールセンター
電話：0570-022-010
電子メール：

厚生労働省
国立社会保障・人口問題研究所
〒100-0011
東京都千代田区内幸町 2-2-3
日比谷国際ビル 6 階
電話 (03) 3595-2984
内線 4454, 4450
Fax (03)3502-0636
電子メール sasaeai2022@ipss.go.jp

調査員回収書類および携行品 保健所への提出・返納期限

		期 限
提 出	【生活と支え合いに関する調査】 <input type="checkbox"/> 「単位区別世帯名簿」 <input type="checkbox"/> ログイン ID 等用紙 <input type="checkbox"/> 各世帯から回収した調査票入り密封封筒	月 日 ()
返 納	<input type="checkbox"/> 調査員証 <input type="checkbox"/> 地区要図の写し <input type="checkbox"/> 調査票等携行袋（手提げ袋） <input type="checkbox"/> 使用しなかった調査関係書類	月 日 ()

保 健 所
連絡先 電話
コールセンター
「生活と支え合いに関する調査」コールセンター 電話 03-022-010 （平日および土日祝日 9～17 時）

あなたの受持ちの単位区

地区番号： _____

単位区番号： _____